

# 官報

号外 平成十年十月十三日

## ○第四百十三回 衆議院會議録 第十九号

平成十年十月十三日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成十年十月十三日

午後一時開議

第一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第四百十四回国会  
本院提出)(第四百十二回国会参議院送付)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出)

平成十年度一般會計補正予算(第二号)

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。商工委員長古賀正浩君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

〔古賀正浩君登壇〕

○古賀正浩君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

中小企業信用補完制度は、中小企業者の信用力、担保力を補完するため、信用保証協会が債務保証を行い、これについて中小企業信用保険公庫

が保険を引き受けるものであり、平成十年八月末現在の保証債務残高は、二十九兆七千億円を超える規模に達し、中小企業者の事業資金の融通の円滑化に重要な役割を果たしております。

昨今の景気低迷により、中小企業の資金繰りは極めて悪化しておりますが、加えて金融機関によるいわゆる貸し渋りの事態が一層深刻になってきております。このように大変厳しい状況に置かれて

いる中小企業の資金融通の円滑化を図るため、政府においては、昨年末以来、累次の貸し渋り対策を講じてきたところであり、また本年八月末の中小企業等貸し渋り対策大綱に盛り込まれた信用補完の拡充等の施策が、順次実施に移されているところであり、

しかしながら、金融機関の貸し出し姿勢に対する中小企業者の不安は依然として払拭されていないことに加え、今後、金融機関の破綻に伴う中小企業者への事業資金の供給について、重大な支障の発生が懸念されているところであります。こうした事態に備え、中小企業信用補完制度を拡充するため、今般緊急に中小企業信用保険法の改正案を提案した次第であります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。本案は、中小企業に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、倒産関連中小企業者として、金融機関が実施している金融取引の調整により借り入れの減少等が生じている中小企業者及び破綻金融機関との金融取引について借り入れの減少等が生じている中小企業者を追加し、後者について、普通保険の限度額の別枠を現行二億円であるところ、臨時に三億円とするともに、普通保険、無担保保険、特別小口保険に係る中小企業信用保険公庫の再保険率について、現行八〇%であるところ、臨時に九〇%とすることとしております。なお、本案に盛り込まれた措置につきましては、平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行後における金融の状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。本案は、去る十月九日商工委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第四百十四回国会、本院提出、第四百十二回国会、参議院送付、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第四百十四回国会、本院提出)(第四百十二回国会、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長中川秀直君。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の

一部を改正する法律案 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中川秀直君登壇)

○中川秀直君 ただいま議題となりました議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第四百十回国会において本委員会提出の法律案とすることに決定され、本院で原案どおり可決された後、参議院で継続審査に付され、第四百十二回国会において参議院で修正の上、本院に送付され、本委員会で継続審査になっていたのであります。

参議院における修正は、委員会または両議院の合同審査会における証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長または両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聞いた上で、委員会または両議院の合同審査会に諮り、これを許可することとし、また、証人が撮影及び録音について意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないとしたものであります。

このほか、医師、歯科医師等業務上委託を受けため知り得た事実で他人の秘密に関するものについて証言等を拒むことができる者に、薬剤師を加えようとするものであります。

なお、本案は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行することとなっております。

本案は、本日の委員会において、参議院における修正部分について岡野参議院議院運営委員長から趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

保岡興治君外三名提出、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。金融安定化に関する特別委員長相沢英之君。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

〔相沢英之君登壇〕  
○相沢英之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、金融安定化に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容は、  
第一に、金融再生委員会が金融機能の早期健全化を図るため、この法律に基づいて講ずる施策の原則を定めることにしております。  
第二に、平成十三年三月末までの期限措置として、協定銀行が、金融機関等の普通株式及び優先株式等の引き受け等を行うこととしております。具体的には、金融機関等は、協定銀行に対し、株式等の発行等に係る申し込みを行うとともに、預金保険機構に対し、協定銀行と連名で、金融再生委員会の承認を求めよう申請することとしております。また、申請を行った金融機関等は、金融再生委員会に対し、預金保険機構を通じて経営の健全化計画を提出することとしております。  
金融再生委員会は、その金融機関等の業務または金融機能に著しい障害が生じ、経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること等の場合に、優先株式等の引き受け等の承認ができることとしております。また、銀行が著しい過少資本の状況であること等の場合には、普通株式の引き受けの承認ができることとしております。  
なお、これらの承認については、経営の健全化計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する基準に従った経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化等の実行が見込まれることも要件としております。  
第三に、株式の発行の申請をした銀行が資本の減少を行う場合の商法の特例を設けることとしております。  
第四に、株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、原則として一年以内にその銀行が子会社でなくなるよう株式の譲渡等を行うこととしております。  
第五に、預金保険機構に金融機能早期健全化助成を設けることとし、機構は、金融機能早期健全化業務のため日本銀行等から資金の借り入れ等を行うことができることに、政府は、その借り入れ等に係る債務の保証をすることができることにしております。

本案は、去る八日、提出者保岡興治君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いましたところ、昨十二日、民主党より、金融再生委員会による株式等の引き受け等の承認の要件の明確化、資本の増強を申請する金融機関の保有する有価証券の低価格による評価、厳格な資産の自己査定と債権償却、金融再生委員会による被資本注入銀行の経営監視、著しい過少資本の特別公的管理等及び金融再生委員会による資産売却命令等を主な内容とする修正案が、また、自由民主党、平和・改革及び自由党より、法案の目的規定に不良債権の処理を速やかに進めることを追加すること、金融再生委員会がこの法律に基づく早期健全化のための施策を講ずる前提として、金融機関が適切に資産の査定、引き当て及び有価証券の評価等を行うことを法律に明示すること、情報開示のさらなる充実を図ること、健全性の優先株式等の引き受けの対象を限定すること、及び特に著しい過少資本に資本増強を行う場合の要件を、地域経済にとって必要不可欠の場合に限定すること等を主な内容とする修正案が、それぞれ提出されました。  
次いで、本日、原案及び各修正案について一括して質疑を行い、これを終了し、原案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、民主党の提案に係る修正案は否決され、自由民主党、平和・改革及び自由党の提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(伊藤宗一郎君) 本案に対しては、中野寛成君外五名から、成規により修正案が提出されております。  
この際、修正案の趣旨弁明を許します。岡田克也君。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案  
(本号末尾に掲載)

(岡田克也君登壇)

○岡田克也君 私は、民主党提案の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案は、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けることにより、我が国の金融機能の早期健全化を図ることを目的として、自由民主党が提出したものであります。しかし、その内容は、最終的には国民の税金により担保された公的資金を投入するにもかかわらず、投入の基準や条件がいまいであり、国民に対する十分な説明もなされず、しかも、またしても問題先送りになるという極めて問題の多い法案であります。

そこで、民主党としては、これらあいまいな点を明確化、具体化し、問題先送りをやめて、思い切った解決を図るため、所要の大幅な修正を施すこととし、修正案を提案させていただきます。

以下、修正案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融機関に対する資本増強を行うに当たって、行政による裁量をできる限り排除するため、金融再生委員会による株式等の引き受け等の承認の要件を明確に定めることとしました。

第二に、資本の増強を申請する金融機関の自己資本比率の算定において、その保有する有価証券の評価を低価法により行うものとしたしました。

第三に、著しい過少資本の銀行、国際統一基準に係る自己資本比率が〇%以上二%未満、国内基準に係る自己資本比率が〇%以上一%未満の金融機関については、収益性等に照らしてその経営を維持することができない場合は、金融機能再生緊急措置法に基づいて、金融整理管財人による管理または特別公的管理に移行することとしたしました。

第四に、預金保険機構が行う借入れ及び預金保険機構債券の発行の限度額について、国会の議決を経た額とすることとしました。

第五に、金融機関の真の経営実態を明らかにするため、金融機能再生緊急措置法の一部を改正し、金融機関の資産査定基準及び引き当ての基準を明確にすることにしました。

以上が修正案の趣旨であります。自由民主党提出の法案は、行政による裁量にゆだねる部分が多く、不透明な方法による巨額の公的資金の投入を可能とするものであります。しかも、金融機関の真の経営実態を明らかにせず、見せかけの数字に基づいた資本増強を行うことかから、その効果は全く不十分であり、またしても問題先送りになることは明らかであります。

その上、特に著しい過少資本の状態にある金融機関に対して、当該金融機関の存続が特に必要と認められる場合については資本増強できることとなっており、破綻した金融機関は救済しないとした金融機能再生緊急措置法と明らかに矛盾するものであります。自由民主党、自由党など三党派の共同修正案が成立し、目先の危機を乗り切ることができたとしても、来年三月までにはそれが場当たり的、その場しのぎの策であることが確実に証明されるでしょう。

これに対し、民主党の修正案は、何よりも国民に対する説明責任を果たし、問題の先送りをせず、思い切った問題解決を可能とするものであります。

何とぞ、民主党の修正案に対し御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。西野陽君。(西野陽君登壇)

○西野陽君 私は、自民党、平和・改革、自由党の三党派を代表いたしまして、ただいま委員長から報告のありました金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及びその修正案に賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

今日の不況に多大の影響を与えているのは、多くの金融機関が抱える不良債権問題にほかなりません。我々自由党は、破綻金融機関については、預金者、借り手、決済システムの維持に配慮した上で清算すべきであり、それより重要なことは金融システムの安定化であることと主張をしてきた唯一の政党であります。破綻金融機関の処理方針に関する議論に一応の決着を見た以上、本来の重要課題である早期健全化に全力を挙げて取り組まなければならないと見ます。

不良債権を引き当てる、償却のできない金融機関の体力の弱さ、収益性の低さはゆゆしき問題であり、ビッグバンも既に始まっておりまして、大手十八行でさえ、トータルすれば実質債務超過ではないかとこのうわささささあります。金融システム不安は、銀行界の抱えるオーバーキャパシティ問題は、初めとする我が国の産業構造問題に直結しており、構造改革を断行しなければ、我が国の金融機関に対する先行き不安の解決になりません。早期健全化が、個別金融機関の救済策であってはならず、我が国金融機関の合理化及び再編に資するものでなければ何の意味もありません。破綻金融機関を救済するなどのもつてのほかであり、断じて行ってはならないのであります。

以下、修正案に賛成をする理由を申し上げます。

第一に、本法案に基づく資本注入を初めとする早期健全化のための施策を講じる際、最も重要なことは、金融機能が適切に資産を査定し、有価証券を評価し、引き当てを行うこととあります。我が国の未曾有の金融危機は、金融機関への不信、それを監督する立場にある政府への不信が根源にあります。つまり、裁量行政とそれに伴う政

官財癒着の構図が続く限り、金融システムの安定化など望むべくもないのであります。修正案では、これらの手続を明確に規定し、義務規定としております。

第二に、これらの資産の査定等に虚偽があつては、破綻金融機関を救済することにつながりかねません。修正案では、虚偽記載に対し、業務停止命令を含む厳しい処分を科することとしたしております。

第三に、金融機関の自己資本比率区分によって、早期健全化のための施策、それに伴う経営健全化計画の内容が異なるのは当然であります。修正案では、各区分に対する要件を明確、具体的に書き分けております。

第四に、早期健全化のための施策として行う資本注入は、融資、融通、つまりファイナンスであつて、必ず返済されなければなりません。マーケットにおいて資本調達できない金融機関に対して、公的機関がラストリゾートとして融資を行うのであり、引き受けた株式その他は、マーケットにおいて売却することを考えるのではなく、金融機関が自己売却することを前提とするべきであります。また、自己売却のための積み立てができなければ、経営の合理化がなされたとはいえませんが、修正案では、経営健全化計画において、株式等の売却のための財源確保策を盛り込むこととしており、返済を担保する内容となっております。

第五に、資本注入を受ける金融機関の作成する経営健全化計画は、必ず履行されなければなりません。修正案では、経営健全化計画に虚偽があつた場合は訂正を求めるとしてあり、また同時に、経営健全化計画の履行を確保するため、業務改善命令、業務停止命令を含む厳しい処分を科することができることとしてあります。加えて、経営健全化計画及びその履行状況の虚偽報告に対して、罰則を追加しております。

第六に、これらの一連の健全性確保の施策に関する情報は、開示されなければなりません。修正

案では、情報の開示は、努力規定から義務規定化してあります。

この修正案は、我々自由党が目指す、事前指導型行政から事後チェック型行政への改革、フリー、フェア、オープンな社会の実現にはいまだ不十分ではありますが、原案のように、裁量行政の余地を多分に残し、資本注入のための方法論を羅列してあった内容と比べれば、我々の考え方を取り入れており、評価をいたします。

以上が、修正案に賛成する主な理由であります。なお、民主党提出の修正案については、我々と考え方を異にするため、反対いたします。最後に申し上げます。

不良債権問題、金融システム不安は、我が国が乗り越えなければならぬ構造問題のほんの一部でしかありません。金融機関の早期健全化対策としては重要な政策に、抜本的な経済対策があることは言うまでもありません。この難局を乗り切り、経済再建を達成するために、本来、今直ちに取り組まなければならない課題は、旧来の考え方に与らねない大胆な構造改革であります。そのことを忘れてはなりません。一刻も早くこの問題に取り組むべきであることを申し上げ、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 古川元久君。

(古川元久君登壇)

○古川元久君 私は、民主党を代表して、民主党提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案に賛成、自由民主党、平和・改革、自由党提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案及び自由民主党提出の原案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

自民党、平和・改革、自由党が提案する金融早期健全化法案は、中途半端な資産査定と水増しした有価証券の評価を許し、公的資金でいかにげんな経営状態にある金融機関の株式等を引き受け、

経営者や株主の責任もなでるようにしか問わず、ずさんな銀行経営者任せで公的資金による不良債権処理を中途半端に行うという、極めて無責任な、金融健全化どころか金融永久不健全化法案であります。

以下に三党案の問題点を述べます。まず、いかにげんな資産査定、つまり、金融機関別は、本来は第三分類に分類されるべき不良債権を第一分類や第二分類に自己査定し、監査法人や金融監督庁がそれにお墨つきを与えるという談合粉飾査定と、有価証券評価に原価法採用を継続する結果、表に出てくる不良債権の要処理額は、銀行経営の健全性を真に担保する水準を百とすれば、せいぜい半分にとどまるのではないのでしょうか。残った五十の本来処理すべき不良債権は、銀行経営者の責任問題に発展しないよう、従来どおり先送り処理されることとなります。

しかし、これまでの不良債権増殖の経過、そして現下の厳しい経済状況を考えれば、不良債権は処理しなければ時間の経過とともに増殖することは明白であり、先送りの結果、せつかく五十に減った不良債権は、数年後にはまた七十、八十にふえてしまうことではしょう。つまり、不良債権は一括処理しなければ永遠に消えない性質のもので、三党案は、この肝心なための真実を目をつぶってしまっているのです。

提案者は、あるいは、資産査定や引き当て基準は金融再生委員会が規則を定めて厳格に行うと強弁されるかもしれせん。しかし、第二十一条は、この最も重要な金融再生委員会の権限を金融監督庁に委任してしまっています。権限の委任を受ける金融監督庁が信頼できるものであればまだ救いがありますが、残念ながら、創設以来、金融監督庁が信頼される存在となっていないからこそ、金融再生委員会を設置することとしたのであり、それにもかかわらず、金融監督庁に本来金融再生委員会が担うはずの金融監督行政の根幹の部分委任してしまうことは、昨日参議院で可決、

成立したばかりの金融再生法が定める財金完全分離、金融行政の一元化にも逆行いたします。金融再生法案の提出者の中から本金融健全化法案に賛成する党派がいることは、全く理解できません。(拍手)

市場経済を原則とする国において、公的資金を投入しなければ経営が立ち行かないということ、多かれ少なかれ経営者と株主に経営不振の責任が存することは当然であります。最近、経済戦略会議や経団連など財界の一部から、非常時だから銀行の経営責任、株主責任は柳上げて、とりあえず公的資金だという議論が噴出しているように、このような企業経営者が我が国財界のトップに鎮座ましましておられるからこそ、日本経済の今日の凋落があるのかと妙に納得もいたしますが、膨大な金額の公的資金を投入しながら、最低限の責任追及もしないのであれば、我が国の銀行業界だけでなく経済界全体にモラルハザードが蔓延いたします。

例えば、三月に千七百六十六億円の資本注入を受けた日本長期信用銀行は、公的資金を受け入れた後に百四十億円の事実上のタコ配当を行い、さらには、日本ランディックという関連ノンバンクに二百億以上の追い貸しという背任的行為まで行ったあげくに、事実上破綻してしましました。中国の歴代王朝の興亡を振り返るまでもなく、倫理と規律の喪失が国を滅ぼすことは歴史が証明しております。

今日まで不良債権一括処理に手をこまねき、無為に時間を浪費してこまめで事態を悪化させた能力なき経営者たちに今後とも取りやめをゆだねるということは、本当に金融システムを安定化させる気があるのか、全く提案者の気が知れないわけがあります。(拍手)

規模の国民の財産を毀損するおそれが非常に高いと言えます。いかにげんな資産査定で金融機関を水膨れに評価した上で金融健全化勘定が増資を引き受けるのですから、その引受価格は当然割高なものになります。

例えば、現在株価が六百円だが、本来、正当な不良債権処理を行えば実力は三百円しかない銀行の株価を六百円で引き受けるわけです。そして、その後で公的資金を使って不良債権処理を進めるのですから、理論的にも一株当たりの価値は取得時の六百円を下回ることにになり、二十五兆円の金融健全化勘定に含み損が発生し、長銀のようなケースが続けば、それは国民に返すときには十五兆円に目減りしたということにもなりかねません。そうならば、十兆円は国民の現実の負担になるわけがあります。

これに対し、民主党案は、第二分類債権の細分化や各分類債権ごとに適正な引き当て率を定めること、有価証券の評価方法に低価法をとることを義務づけるなど、厳格で明確なルールを法律で定め、そのもとで一気不良債権処理を完了させたいまおうというものです。もちろん、代表取締役や相談役など責任をとるべき経営者には退いていただきます。不良債権処理に係る損失を剰余金と準備金で埋め切れなければ、その相当額を減資して株主の責任を問います。

こうした不良債権一括処理の結果、過少資本状態になった銀行に対して、金融再生委員会の判断に基づき、必要な水準まで公的資金による株式引き受けを行うことを可能にしております。先ほどの例で言えば、不良債権の処理を済ませて、実力どおり三百円になった株価で早期健全化勘定は増資を引き受けるわけであり、実際に国民負担が生ずる可能性は、三党案に比べて格段に低いと考えられます。

もう一度比喩的に言わせてもらえば、政府は、金融健全化勘定という二十五兆円のファンドを国民から預けてもらい、それを銀行株に投資し

て運用するわけであります。しかし、ファンドマネジャーが自民党、平和・改革、自由党か、あるいは民主党かで、その運用実績は雲泥の差が生じます。三党のファンドマネジャーに任せれば、利益も十分期待できるでしょう。

要するに、三法案は、昨日廃止を決めたばかりの金融機能安定化特別措置法の焼き直しであり、これでは日本の金融システムは何も変わりません。株価も目先の反発にとどまることでしょう。また、無意味な財政赤字の拡大によって、日本国債の格下げも一段階にはとどまらないかもしれせん。不良債権の処理が完了しないのだから、貸し流りも永遠に続きます。

これに対し、民主党は、昨日成立した金融再生法の原則の通り、日本の金融システムを根本から改革するものであります。不良債権の処理に一気にめどをつけることから、貸し流りはおさままり、景気全体によい影響を与えます。株価も大底を打ち、近い将来、二万円台を回復することも可能でありましょう。

最後に、国民生活に密接にかかわり、国の将来を大きく左右するこのような重要法案を十分な審議も行わず、緊急事態だといふとさくさくに紛れ、我が国金融システムの深い病巣に対する認識と、それを解決するための緊迫感も政治的意志も持たない政府と一部の政党に警告を発して、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 木島日出夫君。

〔木島日出夫君登壇〕

○木島日出夫君 私は、日本共産党を代表して、自民党提出の金融機能の早期健全化のための緊急措置法案とそれに対する自民党、平和・改革、自由党三党による修正案及び民主党提出の修正案に対し、反対の討論を行うものであります。(拍手) まず、私は、本法案を我が党の反対を押し切つて緊急上程したことに断固抗議するものでありま

す。公的資金を青木井で金融機関に投入するこのような重要法案を、十時間にも満たない委員会審議で本院を通過させようとするのは、断じて容認できません。

本法案に反対する第一の理由は、廃止された十三兆円枠の公的資金による資本注入の仕組みを、破綻前のすべての銀行に拡大したことでありま

廃止された十三兆円は、表看板は健全銀行を対象とするものでした。しかし、今度のスキームは、その枠組みを拡大し、自己資本比率の段階に応じて、健全であろうと破綻直前であろうと、一定の要件に合致するすべての銀行に適用することにしたのであります。これはまさに税金の早期自動注入装置というべきものであります。

第二の理由は、注ぎ込む公的資金の額が天井知らずになることでもあります。自民党提出の当初案では、資本増強に使われる公的資金の規模は、金融再生勘定と合わせて十兆円とされておりました。しかし、本日提出される第二次補正予算案では、本法案に基づく早期健全化勘定の政府保証枠を二十五兆円、金融再生勘定に十八兆円、合計で四十三兆円に増額することにしておりま

す。これに従来からある特例業務勘定十七兆円を合わせると、今年度の国の税収見込み約五十七兆円をも上回る六十兆円もの空前の規模となるのであります。一年間の国民の税金相当額を金融機関のために投入する暴挙は容認できません。しかも、投入される公的資金は回収される保証もありません。

反対する第三の理由は、本法案でも貸し流りの解消に保証がないことでもあります。

本法案では、資本注入の申請をした金融機関が提出する経営健全化計画の中に、資本の貸し付けその他信用供与の円滑化のための方策を明記したとしております。廃止された十三兆円のスキームでも、危機管理審査委員会に提出する健全化確保計画に、同じような金融の円滑化という項目があ

りました。しかし、貸し流りや資金回収はおさまらないばかりか、一層ひどい状況となっており、バブル経済をつくり出したみずからの責任も省みないで、こうした身勝手な態度に終始する金融機関によって、今多くの中小零細企業と国民の苦しみに役立たなかつたことを認めているのであります。

第四の理由は、今回の資本増強策が、金融ビッグバンのもとで、巨大銀行中心の金融再編を公的資金によって推し進めることになることでもあります。本法案では、早期健全化のための原則の一つに、金融機関等の再編を促進することを明記しました。その上で、健全な銀行同士が合併する場合でも資本注入を可能としております。政府がこれまで金融機関への公的資金投入の論拠としていたのは、第一に預金者保護であり、続いて借り手保護や金融システムの維持が加えられておりました。本法案で新たに加えられたこの論拠は、巨大銀行の一層の体力増強を図る、まことに露骨な大銀行支援にはかなりません。しかも、本法案には、資本増強について金融機関みずからの負担をする仕組みが全くないのであります。驚くべきモラルハザード法案と言わなければなりません。(拍手)

昨日合意された自民党ほか二党による修正案は、野党要求を若干取り入れたものではあります。が、基本的には原案と変わるものではなく、容認できません。

また、民主党修正案は、三党修正案と公的資金投入の点では本質的に違つたものではなく、認めるわけにはまいりません。

日本共産党は、こうした公的資金投入による資本増強スキームの撤回を求め、不良債権の処理や金融機関の破綻処理のコストは、銀行の負担による自己責任原則をあくまで貫くべきであることを主張するものです。この原則を貫いてこそ、金融業界の中に自己規律が働き、国民の立場に立った

金融システムの安定化と信頼の回復を図ることができるのであります。

以上で、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、中野寛成君外五名提出の修正案につき採決いたします。

中野寛成君外五名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百七十五

可とする者(白票) 三百五十七

(拍手)

否とする者(青票) 一百十八

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。(拍手)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君	相沢 英之君
逢沢 一郎君	愛知 和男君
赤城 徳彦君	浅野 勝人君
麻生 太郎君	甘利 明君
荒井 広幸君	井奥 貞雄君
伊藤 公介君	伊藤 達也君
伊吹 文明君	飯島 忠義君
池田 行彦君	石川 要三君
石崎 岳君	石破 茂君
石原 伸晃君	稲垣 実男君
稲葉 大和君	今井 宏君
今村 雅弘君	岩下 栄一君
岩永 峯一君	植竹 繁雄君
白井日出男君	江口 一雄君
江渡 隆徳君	江藤 隆美君
衛藤征士郎君	衛藤 晟一君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君
小川 元君	小此木八郎君
小里 貞利君	小澤 潔君
小野 晋也君	小野寺五典君
小淵 恵三君	尾身 幸次君
越智 伊平君	越智 通雄君
大石 秀政君	大島 理森君
大野 松茂君	大野 功統君
大原 一三君	大村 秀章君
太田 誠一君	岡部 英男君
奥田 幹生君	奥野 誠亮君
奥山 茂彦君	加藤 紘一君
加藤 卓二君	嘉数 知賢君
柿澤 弘治君	梶山 静六君
粕谷 茂君	金子 一義君

金田 英行君	亀井 静香君
亀井 久興君	亀井 善之君
鴨下 一郎君	川崎 二郎君
河井 克行君	河村 建夫君
瓦 力君	木村 隆秀君
木村 義雄君	岸田 文雄君
北村 直人君	久間 章生君
久野統一郎君	熊谷 兵輔君
熊谷 市雄君	熊代 昭彦君
倉成 正和君	栗原 博久君
栗原 裕康君	栗本慎一郎君
小泉純一郎君	小坂 憲次君
小杉 隆君	小林 多門君
古賀 誠君	古賀 正浩君
河野 太郎君	河野 洋平君
河本 三郎君	高村 正彦君
佐田玄一郎君	佐藤 孝行君
佐藤 静雄君	佐藤 信二君
佐藤 剛男君	佐藤 勉君
齊藤斗志二君	坂井 隆憲君
阪上 善秀君	桜井 郁三君
桜井 新君	櫻内 義雄君
桜田 義孝君	自見庄三郎君
実川 幸夫君	島村 宜伸君
下地 幹郎君	下村 博文君
白川 勝彦君	新藤 義孝君
菅 義偉君	杉浦 正健君
杉山 憲夫君	鈴木 俊一君
鈴木 恒夫君	鈴木 宗男君
砂田 圭佑君	関谷 勝嗣君
園田 修光君	田中 和徳君
田中 昭一君	田中真紀子君
田邊 國男君	田野瀬良太郎君
田村 憲久君	高市 早苗君
高鳥 修君	高橋 一郎君
滝 実君	竹下 登君
竹本 直一君	武部 勤君
橋 康太郎君	棚橋 泰文君

谷垣 禎一君	谷川 和穂君
谷畑 孝君	玉沢徳一郎君
近岡理一郎君	中馬 弘毅君
津島 雄二君	戸井田 徹君
東家 嘉幸君	虎島 和夫君
中尾 栄一君	中川 昭一君
中川 秀直君	中島洋次郎君
中曾根康弘君	中谷 元君
中野 正志君	中村正三郎君
中山 太郎君	中山 利生君
中山 成彬君	仲村 正治君
長勢 甚遠君	丹羽 雄哉君
西川 公也君	西田 司君
額賀福志郎君	根本 匠君
能勢 和子君	野田 聖子君
野田 実君	野中 広務君
野呂田芳成君	葉梨 信行君
萩野 浩基君	萩山 教蔵君
橋本龍太郎君	蓮実 進君
浜田 靖一君	林 幹雄君
林 義郎君	原 健三郎君
原田昇左右君	原田 義昭君
松田 仁君	平沢 勝栄君
平沼 赳夫君	平林 鴻三君
深谷 隆司君	福田 康夫君
藤井 孝男君	藤波 孝生君
藤本 孝雄君	二田 孝治君
船田 元君	古屋 圭司君
保利 耕輔君	穂積 良行君
細田 博之君	堀内 光雄君
堀之内久男君	牧野 隆守君
増田 敏男君	町村 信孝君
松岡 利勝君	松下 忠洋君
松永 光君	松本 和那君
三塚 純君	三ツ林弥太郎君
宮越 博君	御法川英文君
宮路 和明君	宮澤 喜一君
	宮下 創平君

宮島 大典君	宮本 一三君
武藤 嘉文君	村井 仁君
村岡 兼造君	村上誠一郎君
村田敬次郎君	村田 吉隆君
村山 達雄君	目片 信君
持永 和見君	望月 義夫君
茂木 敏充君	森 英介君
森 喜朗君	森田 健作君
森田 一君	森山 眞弓君
八代 英太君	矢上 雅義君
谷津 義男君	保岡 興治君
柳沢 伯夫君	柳本 卓治君
山口 俊一君	山口 泰明君
山崎 拓君	山下 徳夫君
山中 貞則君	山本 公一君
山本 幸三君	山本 有二君
与謝野 馨君	横内 正明君
吉川 貴盛君	吉田六左門君
米田 建三君	渡辺 博道君
渡辺 喜美君	綿貫 民輔君
赤松 正雄君	赤羽 一嘉君
青山 二三君	井上 義久君
池坊 保子君	石井 啓一君
赤松 正雄君	石田 勝之君
石田 勝之君	石田幸四郎君
市川 雄一君	上田 勇君
漆原 良夫君	遠藤 乙彦君
遠藤 和良君	大口 善徳君
大野由利子君	太田 昭宏君
近江巳記夫君	長内 順一君
河合 正智君	河上 覃雄君
神崎 武法君	木村 太郎君
北側 一雄君	旭道山和泰君
草川 昭三君	倉田 栄喜君
斉藤 鉄夫君	坂口 力君
白保 台一君	田端 正広君
富沢 篤敏君	富田 茂之君
中野 清君	並木 正芳君
西川 知雄君	東 順治君

平田 米男君	福島 豊君	石井 一君	石毛 鏡子君
福留 泰蔵君	冬柴 鐵三君	石橋 大吉君	岩國 哲人君
前田 正君	榊屋 敬信君	岩田 順介君	上田 清司君
丸谷 佳織君	宮地 正介君	上原 康助君	生方 幸夫君
山中 輝子君	若松 謙雅君	枝野 幸男君	小沢 鋭仁君
安倍 基雄君	青木 宏之君	大島 章宏君	岡田 克也君
青山 丘君	東 祥三君	奥田 建君	岡野 道彦君
井上 喜一君	石垣 一夫君	海江田万里君	鍵田 節哉君
一川 保夫君	江崎 鐵磨君	金田 誠一君	川内 博史君
小沢 一郎君	岡島 正之君	川端 達夫君	神田 厚君
加藤 六月君	久保 哲司君	菅 直人君	北橋 健治君
小池百合子君	佐々木洋平君	北脇 保之君	熊谷 弘君
佐藤 茂樹君	塩田 晋君	桑原 豊君	玄葉光一郎君
菅原喜重郎君	鈴木 淑夫君	小平 忠正君	小林 守君
武山百合子君	達増 拓也君	木幡 弘道君	古賀 一成君
谷口 隆義君	中井 洽君	五島 正規君	今田 保典君
中西 啓介君	中村 鋭一君	近藤 昭二君	佐々木秀典君
二階 俊博君	西 博義君	佐藤謙一郎君	佐藤 敬夫君
西川太一郎君	西田 猛君	坂上 富男君	島 聡君
西野 陽君	西村 章三君	城島 正光君	末松 義規君
西村 眞悟君	野田 毅君	仙谷 由人君	田中 慶秋君
藤井 裕久君	二見 伸明君	田中 甲君	高木 義明君
松浪健四郎君	三沢 淳君	玉置 一弥君	榊床 伸二君
吉田 幸弘君	米津 等史君	辻 一彦君	土肥 隆一君
鰐淵 俊之君	伊藤 茂君	中川 正春君	中桐 伸五君
土井たか子君	中西 績介君	中沢 健次君	中野 寛成君
島山健治郎君	濱田 健一君	永井 英慈君	羽田 孜君
深田 肇君	前島 秀行君	葉山 峻君	畑 英次郎君
村山 富市君	横光 克彦君	鳩山 邦夫君	鳩山由紀夫君
海部 俊樹君	園田 博之君	原口 一博君	日野 市朗君
栗屋 敏信君	岩浅 嘉仁君	肥田美代子君	平野 博文君
左藤 恵君	坂本 剛二君	福岡 宗也君	藤田 幸久君
笹山 登生君	土屋 品子君	藤村 修君	古川 元久君
中村喜四郎君		細川 律夫君	堀込 征雄君
安住 淳君		前田 武志君	前原 誠司君
伊藤 英成君		松崎 公昭君	松沢 成文君
池端 清一君		山花 貞夫君	松本 龍君
			山元 勉君

山本 讓司君	山本 孝史君
横路 孝弘君	吉田 公一君
石井 郁子君	大森 猛君
金子 満広君	木島日出夫君
児玉 健次君	殺田 恵二君
佐々木憲昭君	佐々木陸海君
志位 和夫君	瀬古由起子君
辻 第一君	寺前 巖君
中路 雅弘君	中島 武敏君
小林よし子君	春名 真章君
東中 光雄君	不破 哲三君
藤木 洋子君	藤田 スミ君
古堅 実吉君	松本 善明君
矢島 恒夫君	山原健二郎君
吉井 英勝君	秋葉 忠利君
辻元 清美君	中川 智子君
保坂 展人君	河村たかし君
笹木 竜三君	中田 宏君

○議長(伊藤宗一郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後二時六分休憩

午後九時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後九時三十三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

平成十年度一般会計補正予算(第2号)を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

平成十年度一般会計補正予算(第2号)

○議長(伊藤宗一郎君) 平成十年度一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長中山正暉君。

平成十年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山正暉君登壇〕

○中山正暉君 たいま議題となりました平成十年度一般会計補正予算(第2号)につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本補正予算は、本日、予算委員会に付託され、宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決をいたしましたものでございます。

本補正予算は、一般会計予算総則において、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の規定により、預金保険機構の金融再生勘定の借入金等について十八兆円、金融機能早期健全化勘定の借入金等について二十五兆円の政府保証限度額を定めることとされております。

委員会におきましては、経済、金融問題等を中心に質疑が行われましたが、質疑の詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑終了の後、討論を行い、自由民主党を代表して自見庄三郎君から、平和・改革を代表して西川知雄君から、自由党を代表して西村眞悟君から賛成の意見が、また、民主党を代表して海江田万里君から、日本共産党を代表して矢島恒夫君から

平成十年度十月十三日 衆議院会議録第十九号 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案 平成十年度一般会計補正予算(第2号)

反対の意見が述べられました。  
次いで、採決の結果、平成十年一般会計補正予算(第2号)は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。前田武志君。

〔前田武志君登壇〕

○前田武志君 私は、民主党を代表して、平成十年度一般会計補正予算案に対して、反対の立場から討論を行います。(拍手)

パブル崩壊後の金融機関の経営破綻は、昨今の今ごろ、前半のクライマックスを迎えようとしております。北海道拓殖銀行が都市銀行として初めて破綻し、大手証券会社である山一証券も後を追うようにして破綻した、あの大型金融破綻劇であります。

あれから早くも一年近い時間が経過しようとしております。この間、政府の対応は場当たり、その場しのぎのびぼう策に終始し、我が国の金融システムに対する内外の信頼は大きく損なわれました。多くの金融機関は、今、危機的と言ってもいい経営状況にあります。

そもそも、こうした事態を招いた責任は、金融政策に失敗した政府・自民党はもちろん、政府の護送船団行政に頼り切っていた金融業界にもあります。政官業のたれ合いが、みずからの努力により難局を乗り切ろうという気概を失わせ、問題の解決を先送りしているうちに、みずからの手には負えないほどの事態になり、最終的に、国民の税金を安易に投入するという、非常に深刻なモラルハザードを招くことになりました。

当然のことながら、そのような政官業のたれ合い、モラルハザードは消し去っていかねばなりません。一方で、この深刻な金融危機を早急に乗り切らなければ、我が国発の金融恐慌を引き起こすおそれもあります。

こうした状況を踏まえれば、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復するため、適正な資産の査定及び会計処理による金融機関の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関の再編に資するための金融機関の資本の増強等に関する緊急措置の制度を設けることが必要であります。そのため、民主党は、自由民主党提出の金融機能早期健全化緊急措置法案に対する修正案を提出するとともに、思い切った予算措置を講ずるべきだとの主張をしております。

民主党は、公共の財産である金融システムを守るため、公的資金の投入が必要不可欠であるならば、国民に対してきちんと説明した上で、必要な額を投入すべきであると考えます。しかし、本日可決された金融機能早期健全化緊急措置法案を前提とするのであれば、民主党としては本補正予算案に賛成することはできません。

以下、具体的にその理由を申し述べます。

第一に、金融機能早期健全化緊急措置法案においては、金融機関の真の経営状態を明らかにすることなく、中途半端な資産査定及び引き当てに基づく中途半端な資本増強しかできません。つまり、仮に二十五兆円という巨額の公的資金を過少資本の金融機関等に投入したとしても、一時的な延命にこそはなれ、抜本的解決とはならず、いざればむだ金に終わるおそれ大きいと言わざるを得ません。金融機能安定化法に基づき、ことし三月に大手銀行に対し横並びで投入された一兆八千億円の公的資金の結果を見れば、それは明らかであります。長銀に対して投入された一千七百六十六億円は、結局大いなるむだ金に終わったではありませんか。

第二に、金融機能早期健全化緊急措置法案においては、行政による裁量の余地が大きく、資本増強の要件が不明確であります。二十五兆円もの巨額の公的資金を投入するというのに、その要件をあいまいにしたままでは、そのお金がどういふ使われ方をされるのかが不透明であります。明確な

基準により自己資本比率を算定した上で、その区分に応じて明確な資本増強の要件を定めることにより、長銀のような存続不可能な銀行の救済のための公的資金の投入を強行するというような事態は避けなければなりません。

第三に、金融機能早期健全化緊急措置法案においては、国民に対する説明責任は全く無視されております。金融機関の真の経営状態がどうなっているか、その責任はどこにあるのか、これらを放置すると我が国の金融システムはどうなるのか、なぜ公的資金を投入しなければならぬのかなどといったことについては、二十五兆円もの巨額の公的資金を投入するわけでありますから、当然誠意を持って国民に説明をしなければなりません。それが無いというのは、全くもって無責任であります。

第四に、金融機能早期健全化緊急措置法案においては、存続不可能な銀行や健全な銀行についても、公的資金による資本増強を可能としております。廃止が決まった金融機能安定化法は、健全な金融機関に対する資本注入を可能としていたが、金融機能早期健全化緊急措置法案はそれをさらに拡大するものであります。つまり、公的資金の投入のルールはあってなきがごとしであり、今の政府に任せれば、ことし三月に政府が実際に行ったように、到底有効な使われ方をされるとは考えられません。

むだなものは一円であっても認めず、真に必要なものには思い切った金額を投入する、これが税金を有効に使う要諦であります。そのお金が国民の大切な税金であるならば、なおさら慎重に使わなければなりません。したがって、本補正予算案に盛り込まれた二十五兆円が有効な使われ方をされない以上、民主党としては本補正予算案に賛成することはできません。

以上が、本補正予算案に反対する理由であります。政府は、金融機能早期健全化緊急措置法案を民主党の主張どおり修正し、その上で補正予算案を提出すべきであります。

今国会は、まさに金融国会ともいうべきほど金融問題一色でありました。政府や与党は、金融再生法及び金融機能早期健全化緊急措置法案が成立すれば、金融問題については一区切りがついたと考えているのかもしれない。もちろん、それは大きな誤りでありませぬ。それをさておいても、次の課題として早急に景気対策を講じなければなりません。まさか、金融問題が片づけば景気が上向くという甘い考えをお持ちではないでしょう。

一体政府は、今国会中、金融問題以外に何をしていたのでありませぬ。民主党が主張する恒久減税や、経済構造を改革し二十一世紀の我が国経済をリードする新しい産業を興すための基盤となる新型公共事業や、国民に豊富な都市機能サービスを提供し、職住接近を可能にする全国的な都市再開発などを、速やかに実行に移すべきであります。

小淵内閣は、金融問題に関して政権担当能力がないことを明らかにしましたが、景気対策に関しても全く同じであります。今日の我が国の経済危機は、すべて自民党内閣、自民党の政権担当能力のなさが原因であります。小淵内閣は、金融機能早期健全化緊急措置法案の成立をもつて、直ちに政権を我々に譲るべきであることを最後に申し上げ、反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 北村直人君。

〔北村直人君登壇〕

○北村直人君 私は、自由民主党、平和・改革及び自由党を代表して、ただいま議題となつております平成十年一般会計補正予算(第2号)に対し、賛成の討論を行うものであります。(拍手)  
我が国経済は、二年連続のマイナス成長と極めて厳しい状況にあります。一両年のうちに我が国経済を回復軌道に乗せ、経済を再生させるためには、まず金融システムの安定に万全を期するとともに、景気回復の基盤を固める必要があります。今回の補正予算はこうした要請にこたえるもので

あり、まことに時宜を得た適切な補正予算であると評価できるものであります。

以下、本補正予算に賛成する主な理由を申し述べます。

賛成の理由の第一は、本補正予算が、我が国の金融の機能の安定とその再生に資するものとなっている点であります。

すなわち、今回の補正予算では、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の規定により、預金保険機構の金融再生勘定の借入金等について、十八兆円の政府保証限度額を一般会計予算総則に定めることとしており、これにより、金融機関が破綻した場合等に対応して預金保険機構が行う金融再生業務等について、予算面において万全の対応ができることとしております。

賛成の理由の第二は、本補正予算が、我が国の金融機能の早期健全化を図るものとなっている点であります。

今回の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案では、金融システムの早期健全化スキームとして、預金保険機構に金融機能早期健全化勘定を設け、新たな資本増強の制度を創設することとしております。本補正予算は、この金融機能早期健全化勘定の借入金等について、二十五兆円の政府保証限度額を一般会計予算総則において設定するものであり、預金保険機構が行う金融機能早期健全化業務のための資金として万全の対応ができるようにするものとして、評価できるものであります。

本補正予算を初めとしてさまざまな取り組みが相乗効果を持って、我が国金融システムの再構築と経済の活性化をもたらすものであり、そのために、本補正予算の速やかな成立を期することがぜひとも必要であります。

以上、賛成理由を申し述べました。私は、本補正予算がこのように必要かつ不可欠なものであるとして、賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 矢島恒夫君。

(矢島恒夫君登壇)

○矢島恒夫君 私、日本共産党を代表して、本補正予算に反対の討論を行います。(拍手)

初めに、政府・与党は、本日午後二時にいきなり補正予算案を国会に提出し、本会議での財政演説も行わず、予算委員会の審議もたったの二時間足らず、その上緊急上程を強行するなど、国会無視の暴挙として厳しく指摘し、強く抗議するものであります。

本補正予算案に反対する第一の理由は、銀行の不始末やさらなる体力増強のために、国民の血税をさらに大規模に投入して、露骨な銀行支援を行うおうとするものであるからであります。

本補正予算案に定める政府の債務保証の対象は、金融再生勘定及び早期健全化勘定とされております。

金融再生勘定は、破綻前の金融機関に対する一時国有化の枠組みに対する公的支援でもあり、これによって、株式の取得から運転資金や営業損失などの穴埋め、不良債権の処理、受け皿銀行への資本注入まで、さまざまな形で公的資金の投入の道が開かれたのであります。

金融機関が債務超過でなく破綻していないのなら、預金者保護も善良な借り手保護も自力でできるはずであります。国民に負担を負わず道理はどこにもないではありませんか。それどころか、最後は国が面倒見てくれるということによって、金融機関に一層の倫理観の欠如、モラルハザードを招くだけであります。

早期健全化勘定は、現行の金融機能安定化のための十三兆円の資本注入枠が廃止されるかわりに創設されるのですが、現行よりはるかに巨額でかつ包括的な制度であって、廃止したはずの十三兆円スキームが単に復活しただけでなく、大きく肥大化したものになっているのであります。

自己資本比率八％を超える健全銀行から、八％以下の過少資本、著しい過少資本、特に著しい過

少資本と、どんな銀行にも資本注入できる仕組みとなっております。とりわけ、破綻寸前銀行、すなわち自己資本比率が限りなく〇％であっても注入可能ということであって、健全銀行のみとしていた十三兆円スキームの建前とも大きな逸脱をしたものであります。

こうした新たな仕組みに対する公的支援策は、結局、銀行業界による自己責任原則を破壊し、無責任体制をさらに助長することになりかねません。

第二の反対理由は、健全銀行が合併する場合にも資本注入を受けることができることとした問題であります。

これは、金融ビッグバンのもとで、巨大銀行がさらに巨大化するための金融再編のためにも、公的資金によって自己資本の増強を行うことを意味しており、公的資金投入の論拠の新たな拡大を図っているからであります。国民の税金である政府保証をこのような用途に拡大すべきではありません。

法案によれば、破綻金融機関と合併を行った受け皿銀行だけでなく、健全な銀行が合併する場合でも資本注入を可能としているのであります。金融ビッグバンのもとで、国際的な金融機関の再編が進められている中で、これに対応するために巨大銀行同士が合併する場合にも資本注入を認めるわけで、公的資金をつけてさらなる巨大銀行への再編を促進しようとすることになりまして、

政府がこれまで公的資金投入の論拠としていたのは、第一に預金者保護であり、さらに善良な借り手保護とか金融システムの維持などが加えられました。私たちの記憶に新しいところでありまして、ところが、今度の金融再編という論拠は、これまでの論拠を大きく踏み越えるものであり、文字どおり、露骨な大銀行支援策そのものではございませんか。

第三の理由は、今度のスキームは、早期健全化で二十五兆円、金融再生で十八兆円、これに從來

からの特例業務勘定の十七兆円を加えて、実に空前の六十兆円へと公的資金枠が膨らみ、回収に穴があいた場合には、国民負担が巨額となる危険性があるからであります。

この巨額の公的資金に穴があくかどうかという問題で、法案提出者は、委員会答弁の中で、資本注入資金は返ってくるし、株が高く売れて、よりもうかる場合もあるかのような説明をしばしば行ってきました。しかしながら、こうした楽観的な説明というのは、十年前の旧国鉄の長期債務のときにも同じでした。ところが、今はどうでしょう。債務半減の逆が逆に膨らみ、何と二十八兆円もの巨額債務ではございませんか。

銀行支援への公的資金が巨額の損失につながる可能性がないとだれが言えるでしょうか。破綻銀行の損失補てんはもとより、株式等の買い取りや不良債権の買い取りについても、損失が発生すれば、丸々政府が肩がわりせざるを得ません。

今回の六十兆円スキームは、これまでの三十兆円スキームと比較して、限度額が二倍になっているだけではありません。資金の使用ルートも格段に拡大されており、しかも対象が、健全銀行から破綻寸前銀行、過少資本銀行へと広げられており、回収困難の危険性はますます増加しています。

さらに、パブルへの反省のない大銀行が、公的資金でけたを履かせてもらった上で投機的国際市場に出て行って、新たな不良債権をつくらないという歯どめはどこにもありません。パブルのツケを国民に回すだけでなく、新たな銀行甘やかしのツケを国民に回しかねません。こうした税金の使い方が根本的に間違っているものであって、国民の理解を到底得られるものではありません。

日本共産党は、このような銀行甘やかし策に貴重な資金を投入するのではなく、景気回復につながる国民の消費購買力の支援策が今こそ必要であることを強調して、討論を終わります。(拍手)

官報(号外)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百七十一

可とする者(白票) 三百五十七

(拍手)

否とする者(青票) 百十四

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

平成十年度一般會計補正予算(第2号)を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍 晋三君 相沢 英之君

逢沢 一郎君	愛知 和男君	川崎 二郎君	河井 克行君	田野瀬良太郎君	田村 憲久君
赤城 徳彦君	浅野 勝人君	河村 建夫君	瓦 力君	高市 早苗君	高鳥 修君
麻生 太郎君	甘利 明君	木村 隆秀君	木村 義雄君	高橋 一郎君	滝 実君
荒井 広幸君	井奥 貞雄君	岸田 文雄君	岸本 光造君	竹下 登君	竹本 直一君
伊藤 公介君	伊藤 達也君	北村 直人君	久間 章生君	武部 勤君	橋 康太郎君
伊吹 文明君	飯島 忠義君	久野統一郎君	鯨岡 兵輔君	棚橋 泰文君	谷垣 禎一君
池田 行彦君	石川 要三君	熊谷 市雄君	熊代 昭彦君	谷川 和穂君	谷畑 孝君
石崎 岳君	石破 茂君	倉成 正和君	栗原 博久君	玉沢徳一郎君	近岡理一郎君
石原 伸晃君	稲垣 実男君	栗原 裕康君	栗本慎一郎君	中馬 弘毅君	津島 雄一君
稲葉 大和君	今井 宏君	小泉純一郎君	小坂 憲次君	戸井田 徹君	東家 嘉幸君
今村 雅弘君	岩下 栄一君	小杉 隆君	小林 興起君	戸井田 徹君	中尾 栄一君
岩永 峯一君	植竹 繁雄君	小林 多門君	古賀 誠君	虎島 和夫君	中川 秀直君
白井日出男君	江口 一雄君	古賀 正浩君	河野 太郎君	中川 昭一君	中川 秀直君
江渡 聡徳君	江藤 隆美君	河野 洋平君	河本 三郎君	中島洋次郎君	中野 正志君
衛藤征士郎君	衛藤 晟一君	高村 正彦君	佐田玄一郎君	中谷 元君	中山 正志君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君	佐藤 孝行君	佐藤 静雄君	中村正三郎君	中山 太郎君
小川 元君	小此木八郎君	佐藤 信二君	佐藤 剛男君	中山 利生君	中山 成彬君
小里 貞利君	小澤 潔君	佐藤 勉君	斎藤斗志二君	中山 正暉君	仲村 正治君
小野 晋也君	小野寺五典君	坂井 隆憲君	阪上 善秀君	長勢 甚遠君	丹羽 雄哉君
小渊 恵三君	尾身 幸次君	桜井 郁三君	桜井 新君	西川 公也君	西田 司君
越智 通雄君	大石 秀政君	櫻内 義雄君	桜田 義孝君	額賀福志郎君	根本 匠君
大島 理森君	大野 松茂君	笹川 堯君	自見庄三郎君	能勢 和子君	野田 聖子君
大野 功統君	大原 一三君	実川 幸夫君	島村 宜伸君	野田 実君	野中 広務君
大村 秀章君	太田 誠一君	下地 幹郎君	下村 博文君	野呂田芳成君	葉梨 信行君
岡部 英男君	奥田 幹生君	白川 勝彦君	新藤 義孝君	萩野 浩基君	萩山 教蔵君
奥野 誠亮君	奥山 茂彦君	菅 義徳君	杉浦 正健君	橋本龍太郎君	蓮実 進君
加藤 紘一君	加藤 卓二君	鈴木 俊一君	鈴木 恒夫君	浜田 靖一君	林 幹雄君
嘉数 知賢君	柿澤 弘治君	鈴木 宗男君	砂田 圭佑君	林 義郎君	原田昇左右君
梶山 静六君	粕谷 茂君	関谷 勝嗣君	園田 修光君	原田 義昭君	松田 仁君
金子 一義君	金田 英行君	田中 和徳君	田中 昭一君	平沢 勝栄君	平沼 赳夫君
亀井 久興君	鴨下 一郎君	田中眞紀子君	田邊 國男君	平林 鴻三君	深谷 隆司君
				福田 康夫君	藤井 孝男君

官 報 (号 外)

藤波 孝生君	藤本 孝雄君	渡辺 具能君	渡辺 博道君	久保 哲司君	佐々木洋平君	生方 幸夫君	枝野 幸男君
二田 孝治君	船田 元君	渡辺 喜美君	綿貫 民輔君	佐藤 茂樹君	塩田 晋君	小沢 銳仁君	大畠 章宏君
古屋 圭司君	保利 耕輔君	青山 二三君	赤羽 一嘉君	菅原喜重郎君	鈴木 淑夫君	岡田 克也君	鹿野 道彦君
穂積 良行君	細田 博之君	赤松 正雄君	井上 義久君	武山百合子君	達増 拓也君	海江田万里君	鍵田 節哉君
堀内 光雄君	堀之内久男君	池坊 保子君	石井 啓一君	谷口 隆義君	中井 洽君	金田 誠一君	川端 達夫君
牧野 隆守君	増田 敏男君	石田 勝之君	石田幸四郎君	中西 啓介君	中村 銳一君	神田 厚君	菅 直人君
町村 信孝君	松岡 利勝君	市川 雄一君	上田 勇君	二階 俊博君	西 博義君	北橋 健治君	熊谷 弘君
松下 忠洋君	松永 光君	漆原 良夫君	遠藤 乙彦君	西川太一郎君	西田 猛君	桑原 豊君	玄葉光一郎君
松本 和那君	松本 純君	遠藤 和良君	小沢 辰男君	西野 陽君	西村 章三君	小平 忠正君	小林 守君
三ツ林弥太郎君	三塚 博君	大口 善徳君	大野由利子君	藤井 眞悟君	野田 毅君	木幡 弘道君	古賀 一成君
御法川英文君	宮越 光寛君	太田 昭宏君	近江巳記夫君	藤井 裕久君	二見 伸明君	五島 正規君	今田 保典君
宮澤 喜一君	宮路 和明君	長内 順一君	河合 正智君	松浪健四郎君	三沢 淳君	近藤 昭一君	佐々木秀典君
宮下 創平君	宮島 大典君	河上 覃雄君	神崎 武法君	吉田 幸弘君	米津 等史君	佐藤謙一郎君	佐藤 敬夫君
宮本 一三君	武藤 嘉文君	木村 太郎君	北側 一雄君	鰐淵 俊之君	伊藤 茂君	坂上 富男君	島 聡君
村井 仁君	村岡 兼造君	旭道山和泰君	草川 昭三君	土井たか子君	中西 續介君	城島 正光君	末松 義規君
村上誠一郎君	村田敬次郎君	倉田 栄喜君	齊藤 鉄夫君	島山健治郎君	濱田 健一君	仙谷 由人君	田中 慶秋君
村田 吉隆君	村山 達雄君	坂口 力君	白保 台一君	深山 肇君	前島 秀行君	田中 甲君	高木 義明君
目片 信君	持永 和見君	田端 正広君	富沢 篤祐君	村山 富市君	横光 克彦君	玉置 一弥君	榎床 伸二君
望月 義夫君	茂木 敏充君	富田 茂之君	中野 清君	海部 俊樹君	園田 博之君	辻 一彦君	土肥 隆一君
森 英介君	森 喜朗君	並木 正芳君	西川 知雄君	粟屋 敏信君	岩浅 嘉仁君	中川 正春君	中桐 伸五君
森田 健作君	森田 一君	東 順治君	平田 米男君	左藤 恵君	坂本 剛二君	中沢 健次君	中野 寛成君
森山 眞弓君	八代 英太君	福島 豊君	福留 泰蔵君	笹山 登生君	土屋 品子君	永井 英慈君	羽田 孜君
矢上 雅義君	谷津 義男君	冬柴 鐵三君	前田 正君	中村喜四郎君	赤松 広隆君	葉山 峻君	畑 英次郎君
保岡 興治君	柳沢 伯夫君	榎屋 敬悟君	丸谷 佳織君	否とする議員の氏名	伊藤 忠治君	鳩山 邦夫君	鳩山由紀夫君
柳本 卓治君	山口 俊一君	宮地 正介君	山中 樽子君	安住 淳君	池田 元久君	原口 一博君	日野 市朗君
山口 泰明君	山口 拓君	若松 謙維君	安倍 基雄君	伊藤 英成君	石井 一君	藤田 幸久君	平野 博文君
山下 徳夫君	山中 貞則君	青木 宏之君	青山 丘君	家西 悟君	石井 紘基君	古川 元久君	藤村 修君
山本 公一君	山本 幸三君	東 祥三君	井上 喜一君	石毛 鏡子君	石橋 大吉君	堀込 征雄君	細川 律夫君
山本 有二君	与謝野 馨君	石垣 一夫君	一川 保夫君	岩國 哲人君	岩田 順介君	前原 誠司君	前田 武志君
横内 正明君	吉川 貴盛君	江崎 鐵磨君	小沢 一郎君	上田 清司君	上原 康助君	松沢 成文君	松崎 公昭君
吉田六左門君	米田 建三君	岡島 正之君	加藤 六月君				松本 惟子君

平成十年十月十三日 衆議院會議録第十九号 平成十年度一般會計補正予算(第2号)

松本 龍君	山花 貞夫君
山元 勉君	山本 謙司君
山本 孝史君	横路 孝弘君
吉田 公一君	石井 郁子君
大森 猛君	金子 満広君
木島日出夫君	児玉 健次君
穀田 恵一君	佐々木憲昭君
志位 和夫君	瀬古由起子君
辻 第一君	寺前 巖君
中路 雅弘君	中島 武敏君
中林よし子君	春名 眞章君
東中 光雄君	平賀 高成君
不破 哲三君	藤木 洋子君
藤田 スミ君	古堅 実吉君
松本 善明君	矢島 恒夫君
山原健二郎君	吉井 英勝君
秋葉 忠利君	中川 智子君
保坂 展人君	河村たかし君
笹木 竜三君	中田 宏君

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十時十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	小淵 恵三君
法務大臣	中村正三郎君
外務大臣	高村 正彦君
大蔵大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	有馬 朗人君

厚生大臣 宮下 創平君  
農林水産大臣 中川 昭一君  
通商産業大臣 与謝野 馨君  
運輸大臣 川崎 二郎君  
郵政大臣 野田 聖子君  
労働大臣 甘利 明君  
建設大臣 関谷 勝嗣君  
自治大臣 西田 司君  
国務大臣 井上 吉夫君  
国務大臣 太田 誠一君  
国務大臣 堺屋 太一君  
国務大臣 竹山 裕君  
国務大臣 額賀福志郎君  
国務大臣 野中 広務君  
国務大臣 真鍋 賢二君  
国務大臣 柳沢 伯夫君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律  
金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る九日、黒澤参議院事務総長から谷事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。  
青木 幹雄君

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
債権管理回収業に関する特別措置法  
金融機関等有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律  
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律  
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法  
金融再生委員会設置法  
預金保険法の一部を改正する法律  
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律  
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

(委員推薦通知)  
一、去る八日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。  
谷 洋一君 平林 鴻三君

中山 利生君 古賀 一成君  
富田 茂之君  
(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員  
辞任 平沢 勝栄君 補欠 佐田玄一郎君  
地方行政委員  
辞任 中野 正志君 補欠 安倍 晋三君  
外務委員  
辞任 河野 太郎君 補欠 大島 理森君  
阪上 善秀君 補欠 古屋 圭司君  
大蔵委員  
辞任 桜井 新君 補欠 吉田六左門君  
砂田 圭佑君 補欠 江渡 聡徳君  
平沼 赧夫君 補欠 御法川英文君  
渡辺 具能君 補欠 竹本 直一君  
河合 正智君 補欠 斉藤 鉄夫君  
佐々木陸海君 補欠 木島日出夫君  
江渡 聡徳君 補欠 砂田 圭佑君  
竹本 直一君 補欠 渡辺 具能君  
御法川英文君 補欠 平沼 赧夫君  
吉田六左門君 補欠 桜井 新君  
斉藤 鉄夫君 補欠 河合 正智君  
木島日出夫君 補欠 佐々木陸海君

文教委員  
辞任 下村 博文君 補欠 安倍 晋三君

厚生委員

辞任

桜井 郁三君

補欠

遠藤 武彦君

運輸委員

辞任

菅 義偉君

補欠

古賀 誠君

吉田六左門君

古屋 圭司君

議院運営委員

辞任

飯島 忠義君

補欠

田中 和徳君

砂田 圭佑君

大野 松茂君

西川 公也君

吉川 貴盛君

大野 松茂君

砂田 圭佑君

田中 和徳君

飯島 忠義君

吉川 貴盛君

西川 公也君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任

岡部 英男君

補欠

吉川 貴盛君

新藤 義孝君

下村 博文君

竹本 直一君

岩永 峯一君

武部 勤君

大石 秀政君

野田 実君

荒井 広幸君

山口 泰明君

戸井田 徹君

川内 博史君

近藤 昭一君

中野 清君

山中 輝子君

荒井 広幸君

野田 実君

岩永 峯一君

竹本 直一君

大石 秀政君

武部 勤君

下村 博文君

新藤 義孝君

建設委員

辞任

松本 和那君

補欠

渡辺 博道君

榑床 伸二君

松沢 成文君

畑 英次郎君

石井 紘基君

平野 博文君

小林 守君

市川 雄一君

遠藤 和良君

松沢 成文君

鍵田 節哉君

渡辺 博道君

松本 和那君

石井 紘基君

畑 英次郎君

鍵田 節哉君

榑床 伸二君

小林 守君

平野 博文君

遠藤 和良君

市川 雄一君

村山 富市君

保坂 展人君

保坂 展人君

村山 富市君

(理事補欠選任)

一、去る八日、金融安定化に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 大野 功統君(理事保岡興治君去る八日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員

辞任

大野 松茂君

補欠

熊谷 市雄君

戸井田 徹君

山口 泰明君

吉川 貴盛君

岡部 英男君

近藤 昭一君

川内 博史君

山中 輝子君

中野 清君

河村 建夫君

河本 三郎君

吉田六左門君

田中 昭一君

古川 元久君

近藤 昭一君

熊谷 市雄君

大野 松茂君

河本 三郎君

河村 建夫君

田中 昭一君

吉田六左門君

近藤 昭一君

古川 元久君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員

辞任

大野 松茂君

補欠

岩永 峯一君

滝 実君

田中 和徳君

吉田六左門君

渡辺 博道君

渡辺 喜美君

大石 秀政君

古川 元久君

石毛 鏡子君

岩永 峯一君

大野 松茂君

大石 秀政君

渡辺 喜美君

田中 和徳君

滝 実君

渡辺 博道君

吉田六左門君

石毛 鏡子君

古川 元久君

一、昨十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融安定化に関する特別委員

辞任

江渡 聡徳君

補欠

佐藤 勉君

大野 松茂君

今村 雅弘君

金田 英行君

熊谷 市雄君

吉田六左門君

大石 秀政君

渡辺 喜美君

渡辺 博道君

上田 清司君

川内 博史君

仙谷 由人君

中桐 伸五君

熊谷 市雄君

栗本慎一郎君

川内 博史君

島 聡君

今村 雅弘君

大野 松茂君

大石 秀政君

吉田六左門君

栗本慎一郎君

金田 英行君

佐藤 勉君

江渡 聡徳君

渡辺 博道君

渡辺 喜美君

島 聡君

上田 清司君

中桐 伸五君

仙谷 由人君

西川 太一郎君

藤井 裕久君

一、去る八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出)

特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案(若松謙維君外四名提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(若松謙維君外四名提出)

(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する緊急措置法案

当せん金付証券法の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第一五号) 金融安定化に関する特別委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(松村龍二君外六名提出、参法第八号) 地方行政委員会 付託

一、去る九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号) 地方行政委員会 付託

(議案送付) 一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出)

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(商工委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

債権管理回収業に関する特別措置法案

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案

金融再生委員会設置法案

預金保険法の一部を改正する法律案

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案 (質問書提出) 一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ドミニカ共和国日本人移住問題に関する質問主意書(秋葉忠利君外一名提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本国有鉄道清算事業団の資産の処分に関する質問主意書(坂上富男君提出)

(答弁通知書受領) 一、去る九日、内閣から、衆議院議員石井紘基君提出徳山ダムに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年十一月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。

平成十年十月九日

提出者

商工委員長 古賀 正浩

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の二号を加える。

六 銀行その他の金融機関が金融取引の調整であつて通商産業大臣が指定したものを実施していることにより、当該金融機関との金融取引について借入れの減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七 破綻金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。)との金融取引について借入れの減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、倒産関連保証(第二条第三項第七号に該当することについての認定を受けた中小企業者に係るものに限る。)を受けた中小企業者に係る保険関係についての次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

第三條第一項	保險価額の合計額が二億円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ三億円及び二億円
第三條第二項	四億円	倒産関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額及びその他の保険関係の保険価額の合計額がそれぞれ四億円
第三條第二項	百分の七十	百分の九十
第三條の二第二項(第三條の三第四項において準用する場合を含む。)	百分の八十	百分の九十
第五條	百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)	百分の九十(公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、百分の八十)

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)  
2 この法律による改正後の中小企業信用保険法附則第四項の規定に基づく措置については、平成十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行後における金融の状況を踏まえ、必要な見直しが行われるべきものとする。

理由

現下の厳しい金融の状況にかんがみ、破綻した金融機関等の融資先である中小企業者の事業資金の融通を円滑にするため、当該中小企業者に係る

中小企業信用保険法の倒産関連保証に係る保険関係について、臨時かつ緊急の措置として付保限度額及び保険のてん補率を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第四百四回国会衆議院提出)  
本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。  
よつて国会法第八十三條の四により送付する。  
平成十年六月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
参議院議長 齋藤 十朗

(小字及び一は修正)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「齒科医師」の下に、「薬剤師」を加える。

第五條第一項中「以下」の下に「この項において」を加える。

第五條の三を次のように改める。

第五條の三 各議院の委員長又は両議院の合同審査会の委員長又は両議院の合同審査会における

査会の会長は、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については許可を要しない。委員又は両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聴いた上で、委員会又は両議院の合同審査会が公務員以外の者であるときは、その人権に妨り、これを許可する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(第四百四回国会衆議院提出)  
議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 業務上の秘密に係る証言拒絶等の対象者に

薬剤師を含めることとする。

2 委員会又は両議院の合同審査会における証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、委員長又は両議院の合同審査会の会長が、証人の意見を聴いた上で、委員会又は両議院の合同審査会に諮り、これを許可すること。

3 証人は、2の意見を述べるに当たっては、その理由について説明することを要しないこと。

4 本法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

議案の可決理由

本案は適切な措置と認め、これを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

平成十年十月十三日

議長連署委員長 中川 秀直  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案

右の議案を提出する。  
平成十年十月七日

提出者 保岡 興治 大野 功統  
村田 吉隆 山本 幸三  
賛成者 愛知 和男外六十名

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置(第四条—第十条)

第三章 預金保険機構の業務の特例等(第十一条—第十八条)

第四章 雑則(第十九条—第二十条)

第五章 罰則(第二十一条—第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図り、もって我が国の金融システムの再構築と我が国の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会及び労働金庫連合会
- 二 農林中央金庫
- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会

四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等(以下「銀行持株会社等」という。)

2 この法律において「銀行」とは、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。

3 この法律において「株式会社等」とは、株式、劣後特約付社債その他のこれらに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。

4 この法律において「劣後特約付社債」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして主務省令で定める社債に該当するものをいう。

5 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして主務省令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。

6 この法律において「協定銀行」とは、預金保険機構(以下「機構」という。)が第十条第一項に規定する協定を締結した銀行をいう。

7 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。

第三条 金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化を図るためこの法律に基づいて講ずる施策は、次に掲げる原則によるものとする。

一 我が国の金融機能に著しい障害が生ずる事態を未然に防止すること。

二 金融機関等に対し、経営の状況を改善するよう自主的な努力を促すことにより、経営の合理化並びに経営責任及び株主責任の明確化を図ること。

三 金融機関等の再編を促進すること等により金融システムの効率化を図ること。

四 第一条の目的を達成するための社会経済的な費用が最小となるようにすること。

五 早期是正措置(銀行法第二十六条第一項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。))であつて、銀行の自己資本の充実に必要があると認めるときにその他のこれに準ずる他の法令に基づく命令をいう。)と効果的な連携を確保すること。

六 情報等の適切かつ十分な開示に努めること。

第二章 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置

(株式等の引受け等の承認等)

第四条 機構は、金融機関等の発行する株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(以下「株式等の引受け等」という。)を協定銀行に委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ(以下「株式等の発行等」という。)を行おうとする金融機関等(以下「発行金融機関等」という。)は、協

定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までに株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会(当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合)又は金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が第二条第一項第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産業協同組合連合会等」という。)である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第六項、次条第一項及び第三項、第七項並びに第八条において同じ。)の承認を求めるよう申請しなければならない。

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が信用協同組合(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。)であるときは、あらかじめ、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

5 金融再生委員会及び農林水産大臣は、第三項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が農水産業協同組合連合会等(一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等に限る。)であるときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までに株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会(当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合)又は金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が第二条第一項第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産業協同組合連合会等」という。)である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第六項、次条第一項及び第三項、第七項並びに第八条において同じ。)の承認を求めるよう申請しなければならない。

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が信用協同組合(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。)であるときは、あらかじめ、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

5 金融再生委員会及び農林水産大臣は、第三項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が農水産業協同組合連合会等(一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等に限る。)であるときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ(以下「株式等の発行等」という。)を行おうとする金融機関等(以下「発行金融機関等」という。)は、協

定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までに株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会(当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合)又は金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が第二条第一項第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産業協同組合連合会等」という。)である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第六項、次条第一項及び第三項、第七項並びに第八条において同じ。)の承認を求めるよう申請しなければならない。

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が信用協同組合(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。)であるときは、あらかじめ、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

5 金融再生委員会及び農林水産大臣は、第三項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が農水産業協同組合連合会等(一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等に限る。)であるときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

6 金融再生委員会は、第三項の承認をするため必要があると認めるときは、日本銀行又は機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 機構は、協定銀行から、第十条第二項第二号又は第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を金融再生委員会(当該報告に係る金融機関等が信用協同組合である場合には、金融再生委員会及び当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合には、金融再生委員会、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合には、金融再生委員会及び農林水産大臣とする。)に報告しなければならない。

(経営の健全化のための計画)  
第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策(第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等については、第三号に掲げる方策を除く。)を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

- 一 経営の合理化のための方策
- 二 責任ある経営体制の確立のための方策
- 三 配当等により利益の流出が行われないための方策
- 四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

めの方策  
五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

2 金融再生委員会は、前条第三項の承認があったときは、前項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した発行金融機関等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

3 金融再生委員会は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等(当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換が可能とされる株式である場合にその転換により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定により分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行された株式及びこれについて同法の規定により分割又は併合された株式を含む。)以下「取得株式等」という。)又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権(以下「取得貸付債権」という。)の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。この場合において、当該報告を公表するときは、前項ただし書の規定を準用する。

(議決権のある株式の引受けの要件)  
第六条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等である銀行からの申請が発行の時に議決権のある株式の引受けに係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式の引受けによりその資本の増強が図られなければ、当該銀行が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該銀行の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該銀行の経営管理等を通じて適切な業務の運営の確保及び金融市場における当該銀行の信認の回復等により前号に掲げる事態を避けるために、発行の時に議決権のある株式の協定銀行による引受けが不可欠であること。

三 当該銀行がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式の引受けに係る取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

五 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

- イ 経営の合理化のための方策
- ロ 経営責任の明確化のための方策
- ハ 株主責任の明確化のための方策
- ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

(議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件)  
第七条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)からの申請が株式等の引受け等(発行の時に議決権のある株式の引受けを除く。)に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式等の引受け等によりその資本の増強が図られなければ、当該発行金融機関等が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該発行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該発行金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分として金融再生委員会規則で定める区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する前条第五号イからニまでに掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

(合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に係る株式等の引受け等の要件)

第八条 金融再生委員会は、合併等(預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けをいう。第一号及び第三号において同じ。)を行う金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第二項の規定による株式等の引受け等に係る申請(発行の時に議決権のある株式の引受けに係る申請を除く。)については、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができ、

一 当該合併等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関

の自己資本の充実の状況が悪化したこと。

二 協定銀行による株式等の引受け等により当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本の充実の状況等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会が定めて公表する基準に適合するものであること。

四 預金保険法第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める金融機関との合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲受け又は金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けを行う金融機関又は銀行持株会社等については、当該金融再生委員会規則で定める合併等に係る他の金融機関において第六条第五号イからハまでに掲げる方策が実行されていること又はその実行が見込まれること。

(資本の減少等を行う場合の特例)

第九条 第四条第二項の規定により株式の発行の申請をした銀行が、当該株式の発行に先立って資本の減少を行うこと等既に発行されている株式の一株当たりの価値の適正化を行うための措置を含む第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画を金融再生委員会に提出したときは、金融再生委員会は、当該申請に係る第四条

第三項の承認において、当該措置を実施することを条件とすることができる。

2 前項の規定により資本の減少の実施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合においては、当該資本の減少については、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条第一項の規定による催告は、することを要しない。

3 第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする第四条第三項の承認がなされた場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該資本の減少について、商法第三百七十六条第二項の規定は、適用しない。

一 当該資本の減少に係る株主総会の決議において、当該承認に係る株式の発行価額の総額について払込みが行われたことを当該資本の減少の効力が生ずることの条件としたこと。

二 当該承認に係る株式の発行価額の総額(資本に組み入れない額を除く。)が当該承認の条件とされた資本の減少の額を上回ること。

(協定の締結等)

第十条 機構は、預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の協定を締結した銀行と、株式等の引受け等並びに取得株式等及び取得貸付債権の処分等の業務の委託に関する協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行が次に掲げる事項を実施すべき旨を定めなければならない。

一 協定銀行は、第四条第三項の承認に係る株式等の引受け等を行うこと。

二 協定銀行は、前号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した株式に係る議決権その他の株主としての権利を行使しようとするときは、当該権利の行使の内容について機構の承認を受けること。ただし、機構を代理人として当該権利を行使するとき及び機構がその承認を要しないものとして定めた事項については当該権利を行使するときは、この限りでないこと。

四 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、機構の指導又は助言を受けて、当該銀行が第五条第一項の規定により提出した計画を適確に履行できるようその経営管理を行うこと。

五 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、当該銀行が子会社となった日から一年以内に、当該銀行が子会社でなくなるよう、その保有する株式の譲渡その他の処分を行うこと。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該処分を行うことができない場合には、機構の承認を受けて、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができること。

六 協定銀行は、取得株式等及び取得貸付債権については、前号に定めるもののほか、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めること。

二 協定銀行は、前号の規定による株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した株式に係る議決権その他の株主としての権利を行使しようとするときは、当該権利の行使の内容について機構の承認を受けること。ただし、機構を代理人として当該権利を行使するとき及び機構がその承認を要しないものとして定めた事項については当該権利を行使するときは、この限りでないこと。

四 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、機構の指導又は助言を受けて、当該銀行が第五条第一項の規定により提出した計画を適確に履行できるようその経営管理を行うこと。

五 協定銀行は、取得株式等である株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、当該銀行が子会社となった日から一年以内に、当該銀行が子会社でなくなるよう、その保有する株式の譲渡その他の処分を行うこと。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該処分を行うことができない場合には、機構の承認を受けて、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができること。

六 協定銀行は、取得株式等及び取得貸付債権については、前号に定めるもののほか、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めること。

七 協定銀行は、取得株式等又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、機構の承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の承認を受けて同号の取得株式等又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行つたときは、速やかに、その内容を機構に報告すること。

三 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

四 機構は、第二項第五号ただし書の承認を行おうとするときは、あらかじめ金融再生委員会の承認を得なければならない。

第三章 預金保険機構の業務の特例等  
(資金の貸付け及び債務の保証)

第十一条 機構は、協定銀行が協定の定めによる株式等の引受け等のために必要とする資金その他の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

二 機構は、協定において、協定銀行が前項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結しようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けるべき旨を定めなければならない。

三 機構は、協定銀行との間で第一項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(損失の補てん)  
第十二条 機構は、協定銀行に対し、協定の定め

による業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び回収)

第十三条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

二 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。

(報告の徴求)

第十四条 機構は、第四条第一項及び前三条の規定による業務(以下「金融機能早期健全化業務」という。)を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)

第十五条 機構は、金融機能早期健全化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能早期健全化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

二 機構は、協定において、協定銀行の協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すべき旨を定めなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認

可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

二 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

三 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

四 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(金融機能早期健全化勘定の廃止)

第十八条 機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能早期健全化勘定を廃止するものとする。

二 機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第四章 雑則  
(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二

条第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。)」と、「債権者」とあるのは「債権者(金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務(金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び大蔵大臣」とあるのは、「大蔵大臣、労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、

又はその承認を得なければならぬ」と、「認可を受けなかつた」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかつた」と、同条第三号中、第三十四条に規定する業務とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

(政令への委任等)

第二十条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2 第二条第三項から第五項までの規定における主務省令は、総理府令・労働省令・農林水産省令とする。

第五章 罰則

第二十一条 第四条第七項、第十条第三項、又は第十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 金融再生委員会設置法(平成十年法律

第 号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

2 金融再生委員会設置法の施行の日の前日までに前項の規定により内閣総理大臣がした承認その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認その他の行為とみなす。

第三条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の施行の日の前日までの間における第二条第二項及び第七項の規定の適用については、同条第二項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第七項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは「銀行法第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」とする。

第四条 平成十年度において政府が第十七条の規定により第十六条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)以下「金融機能再生緊急措置法」という。第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、十兆円の範囲内において、これを行うことができる。ただし、第十七条及び金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

第五条 金融機能再生緊急措置法附則第四条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)以下この条において「旧金融機能安定化法」という。第二十七条の規定により旧金融機能安定化法第十一条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がした保証は、金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がしたものとみなす。

2 機構が、金融機能再生緊急措置法附則第五条の規定による業務を行う場合には、同条の規定にかかわらず、当該業務を金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法第六十五条及び第六十六条の規定を適用する。

第六条 預金保険法の二部を改正する法律(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「特別協定及び」を「特別協定」に改め、「特定整理回収協定」の下に「及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)第十条第一項に規定する協定」を加える。

理由  
我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の問題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に伴い、政府が保証することができる金額の限度は、当面、十兆円となる見込みである。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨  
本案は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 金融機能の早期健全化のために講ずる施策の原則  
金融再生委員会がこの法律に基づいて講ずる施策の原則を定めることとする。
- 2 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置  
(一) 株式等の引受け等の承認等  
(1) 預金保険機構(以下「機構」という)は、株式等の引受け等を協定銀行に委託することができることとする。

(2) 株式等の発行等を行おうとする金融機関等は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までにその申込みを行うとともに、機構に対し、金融再生委員会の承認を求めよう申請しなければならないこととする。

(一) 経営の健全化のための計画

(一)の申請を行った金融機関等は、金融再生委員会に対し、経営の合理化、責任ある経営体制の確立、財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策等を定めた経営の健全化計画を提出しなければならないこととする。

(二) 議決権のある株式の引受け

金融再生委員会は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、議決権のある株式の引受けの承認をすることができるとする。

(1) 協定銀行による株式の引受けによりその資本の増強が図られなければ、信用秩序の維持又は企業活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

(2) (1)に掲げる事態を避けるために、議決権のある株式の引受けが不可欠であること。

(3) 債務超過等当該銀行の存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

(4) 当該銀行の自己資本の充実の状況に係る区分が著しい過少資本の状況にあるものとして金融再生委員会規則で定める区分に該当すること。

(5) 経営の健全化計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する基準に従った経営の合理化、経営責任の明確化、株主責任の明確化等の実行が見込まれること。

(四) 議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等

金融再生委員会は、(三)の(1)、(3)及び(5)の要件のすべてに該当する場合に限り、議決権のある株式以外の株式等の引受け等の承認をすることができるとする。この場合において、(三)の(5)の基準は、自己資本の充実の状況に係る区分として金融再生委員会規則で定める区分その他の要素を勘案して定めることとする。

(五) 合併等を行う金融機関等に係る株式等の引受け等

金融再生委員会は、合併等により自己資本の充実の状況が悪化したこと等の要件に該当する場合に限り、合併等を行う金融機関等に係る株式等の引受け等の承認をすることができるとする。

(六) 資本の減少等を行う場合の特例

申請をした銀行が、資本の減少を行う場合の、商法上の債権者保護の手續の特例を設けることとする。

(七) 協定の締結等

(1) 機構は、預金保険法に規定する協定銀行と、株式等の引受け等及び取得株式等

の処分等の業務の委託に関する協定を締結しなければならないこととする。

(2) 機構は、協定において、協定銀行が、株式の発行に係る銀行が協定銀行の子会社となったときは、原則として一年以内当該銀行が子会社でなくなるよう株式の譲渡等の処分を行うことその他の事項を実施すべき旨を定めなければならないこととする。

3 預金保険機構の業務の特例等

(一) 機構は、協定銀行に対し、資金の貸付け等を行うことができることとし、金融機能の早期健全化のための業務については、金融機能早期健全化勘定を設けて整理することとする。

(二) 機構は、金融機能早期健全化業務を行うために必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、日本銀行等から資金の借入れ等を行うことができることとし、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において借入れ等に係る債務の保証をすることができるとする。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 平成十年度において政府が(一)の債務の保証をする場合及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づいて債務の保証をする場合には、十兆円の範囲内において、これを行うことができることとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、金融機関等の資本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融機能の早期健全化を図らうとするもので、時宜に適合するものと認め、なお、法案の目的規定に関する事項、金融再生委員会がこの法律に基づいて施策を講ずる前提に関する事項、情報開示の充実に関する事項、経営健全化計画中の虚偽事実の記載に対する罰則規定に関する事項等について修正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党提案に係る、厳格な資産の自己査定と債権償却、金融再生委員会による被資本注入銀行の経営監視等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴い、政府が保証することができ金額の限度は、当面、十兆円となる見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

内閣を代表して宮澤大蔵大臣から、「本案については、政府としては、異議はない。旨の意見が述べられた。」

平成十一年十月十三日

金融安定化に関する特別委員長 相沢 英之  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置(第四条―第十条)
- 第三章 預金保険機構の業務の特例等(第十一条―第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条・第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条・第二十二條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国の金融システムに対する内外の信頼を回復することが現下の喫緊の課題であることにかんがみ、  
○金融機関等の不良債権の処理を速かに進めるとともに、  
 本の増強に関する緊急措置の制度を設けること等により我が国の金融システムの再構築と我が国の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)並びに信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行

う協同組合連合会及び労働金庫連合会

二 農林中央金庫

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会

四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第一百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

五 預金保険法第二条第五項に規定する銀行持株会社等(以下「銀行持株会社等」という。)

2 この法律において「銀行」とは、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第一条に規定する長期信用銀行をいう。

3 この法律において自己資本の充実の状況に係る区分とは、銀行法第十四条の二その他これに類する他の法令の規定する基準を勘案して金融再生委員会規則で定める次に掲げる区分をいう。

- 一 健全な自己資本の状況にある旨の区分
- 二 過少資本の状況にある旨の区分
- 三 著しい過少資本の状況にある旨の区分
- 四 特に著しい過少資本の状況にある旨の区分

34 この法律において「株式等」とは、株式、劣後特約付社債その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。

45 この法律において「劣後特約付社債」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして主務省令で定める社債に該当するものをいう。

56 この法律において「劣後特約付金銭消費貸借」とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして主務省令で定めるものをいう。

とは、元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして主務省令で定める金銭消費貸借に該当するものをいう。

67 この法律において「協定銀行」とは、預金保険機構(以下「機構」という。)が第十条第一項に規定する協定を締結した銀行をいう。

78 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。

第三条 金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化を図るためこの法律に基づいて講ずる施策は、次に掲げる原則によるものとする。

- 一 我が国の金融機能に著しい障害が生ずる事態を未然に防止すること。
- 二 金融機関等に対し、経営の状況を改善するよう自主的な努力を促すことにより、経営の合理化並びに経営責任及び株主責任の明確化を図ること。
- 三 金融機関等の再編を促進すること等により金融システムの効率化を図ること。
- 四 第一条の目的を達成するための社会経済的な費用が最小となるようにすること。
- 五 早期是正措置(銀行法第二十六條第一項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。))であつて、銀行の自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときにそのその他これに準ずる他の法令に基づく命令をいう。○以下同じ。

3 金融再生委員会が我が国の金融機能の早期健全化を図るためこの法律に基づいて講ずる施策は、次に掲げる原則によるものとする。

- 一 我が国の金融機能に著しい障害が生ずる事態を未然に防止すること。
- 二 金融機関等に対し、経営の状況を改善するよう自主的な努力を促すことにより、経営の合理化並びに経営責任及び株主責任の明確化を図ること。
- 三 金融機関等の再編を促進すること等により金融システムの効率化を図ること。
- 四 第一条の目的を達成するための社会経済的な費用が最小となるようにすること。
- 五 早期是正措置(銀行法第二十六條第一項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。))であつて、銀行の自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときにそのその他これに準ずる他の法令に基づく命令をいう。○以下同じ。

六 情報等の適切かつ十分な開示に努めること。

2 金融機関等は、金融再生委員会がこの法律に基づいて施策を講ずる前提として、次に掲げる措置を行うことにより財務内容等の健全性を確保するものとする。

一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第六条第二項に規定する基準に従い金融再生委員会(当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が農水産業協同組合連合会等(第二条第一項第二号から第四号までに掲げるもの)をいう。以下同じ。)である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。以下この項において同じ。)が定めるところにより、適切に資産の査定を行うこと。

二 金融再生委員会が金融機関等の有する債権の貸倒れ等の実態を踏まえて定めるところにより、前号に規定する資産の査定の結果に基づき、適切に引当等を行うこと。

三 金融再生委員会が定めるところにより、その保有する有価証券その他の資産を適切に評価すること。

3 金融再生委員会(当該金融機関等が信用協同組合(一)の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。次条第四項及び第七項において同じ。)である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあつては当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあつては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。第二十条において同じ。は、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、特に著しい過少資本の状

況にある旨の区分に該当する金融機関等に対して、当該金融機関等が自己資本の充実、大綱な業務の縮小、合併又は銀行業等の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を實施することを命ずるものとする。

第二章 金融機関等の資本の増強に関する緊急措置

(株式等の引受け等の承認等)

第四条 機構は、金融機関等の発行する株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け(以下「株式等の引受け等」という。)を協定銀行に委託することができる。

2 前項の規定による委託に係る株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れ(以下「株式等の発行等」という。)を行おうとする金融機関等(以下「発行金融機関等」という。)は、協定銀行に対し、平成十三年三月三十一日までに株式等の発行等に係る申込みを行うとともに、協定銀行と連名で、機構に対し、協定銀行が当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての金融再生委員会(当該申込みに係る発行金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合)又は金融再生委員会及び労働大臣とし、当該発行金融機関等が第一条第一項第二号から第四号までに掲げるもの(以下「農水産業協同組合連合会等」という。)である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。次項及び第八項、次条第一項及び第三項(以下「第四項」)第七項並びに第八項において同じ。)の承認を求めよう申請しなければならない。

3 機構は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに、同項に規定する金融再生委員会の承認を求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が信用協同組合(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第七項において同じ。)であるときは、あらかじめ、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

5 金融再生委員会及び農林水産大臣は、第三項の承認をする場合において、当該承認に係る発行金融機関等が農水産業協同組合連合会等(一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等に限る。)であるときは、あらかじめ、当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事に協議しなければならない。

6 金融再生委員会は、第三項の承認をするため必要があると認めるときは、日本銀行又は機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

7 機構は、協定銀行から、第十条第二項第二号又は第八号の規定による報告を受けたときは、直ちに、その報告の内容を金融再生委員会(当該報告に係る金融機関等が信用協同組合である場合)又は金融再生委員会及び当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関等が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とし、当該金融機関等が一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農水産業協同組合連合会等である場合にあっては金融再生委員会、農林水産大臣及び当該農水産業協同組合連合会等の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機

関等がその他の農水産業協同組合連合会等である場合にあっては金融再生委員会及び農林水産大臣とする。)に報告しなければならない。(経営の健全化のための計画)

第五条 前条第二項の規定による申請を行った発行金融機関等は、金融再生委員会に対し、次に掲げる方策(第八条に規定する金融機関及び銀行持株会社等については、第三号に掲げる方策を除く。)を定めた経営の健全化のための計画を、機構を通じて、提出しなければならない。

- 一 経営の合理化のための方策
二 責任ある経営体制の確立のための方策
三 配当等により利益の流出が行われないための方策
四 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策
五 株式等の発行等に係る株式及び借入金につき利益をもつてする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

五 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

2 金融再生委員会は、前条第三項の承認があったときは、前項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した発行金融機関等の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

3 金融再生委員会は、第一項の規定により提出を受けた計画に虚偽の事実が含まれていることを発見したときは、当該計画を提出した発行金融機関等に対し、その訂正を求めようとする。

3 4 金融再生委員会は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等(当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合)の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換が可能とされる株式である場合にその転換により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定により分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債が株式への転換が可能とされる社債である場合にその転換により発行された株式及びこれについて同法の規定により分割又は併合された株式を含む。以下「取得株式等」という。)又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権(以下「取得貸付債権」という。)の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表するものとする。

この場合において、当該報告を公表するときは、前項ただし書の規定を準用する。(議決権のある株式の引受けの要件)

第六条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等である銀行からの申請が発行の時に議決権のある株式の引受けに係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 協定銀行による株式の引受けによりその資本の増強が図られなければ、当該銀行が内外の金融市場において十分な信認を得られず円

滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該銀行の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。

二 当該銀行の経営管理等を通じた適切な業務の運営の確保及び金融市場における当該銀行の信認の回復等により前号に掲げる事態を避けるために、発行の時に議決権のある株式の協定銀行による引受けが不可欠であること。

三 当該銀行がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式の引受けに係る取得株式等の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

四 当該銀行の自己資本の充実の状況に係る区分が著しい過少資本の状況にあるものとして、<sup>旨の</sup>金融再生委員会規則で定める区分〇に該当する過少資本の状況にある旨の区分のいずれかこと。

五 当該銀行が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該銀行の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

五六 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、金融再生委員会が定めて公表する次に掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

- イ 経営の合理化のための方策
- ロ 経営責任の明確化のための方策
- ハ 株主責任の明確化のための方策
- ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

2 前項第六号に規定する基準は、次条第二項第三号に掲げる内容を旨のものではない。

(議決権のある株式の引受け以外の株式等の引受け等の要件)

第七条 金融再生委員会は、第四条第二項の規定による発行金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ)からの申請が株式等の引受け等(発行の時に議決権のある株式の引受けを除く)に係るものであるときは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができ、

- 一 協定銀行による株式等の引受け等によりその資本の増強が図られなければ、当該発行金融機関等が内外の金融市場において十分な信認を得られず円滑な資金の調達をすることが極めて困難な状況に至ることとなる等により、当該発行金融機関等の業務又は我が国における金融機能に著しい障害が生じ、信用秩序の維持又は企業の活動若しくは雇用の状況に甚大な影響を及ぼす等経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあること。
- 二 当該発行金融機関等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、当該株式等の引受け等に

係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

三 第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、発行金融機関等の自己資本の充実の状況に係る区分として金融再生委員会規則で定める区分その他の要素を勘案して金融再生委員会が定めて公表する前条第五号イからニまでに掲げる方策に関する基準に従ったこれらの方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

ニ 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

四 当該発行金融機関等が特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当するときは、当該発行金融機関等の存続が地域経済にとって必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

五 当該発行金融機関等が健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するときは、次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 当該発行金融機関等が、経営の状況が悪化している金融機関等との合併、経営の状況が悪化している金融機関等からの営業若しくは事業の譲受け又は経営の状況が悪化している金融機関等の株式の取得(当該金融機関等を子会社とするものに限る)を行つたものであって、当該合併、営業若しくは事業の譲受け又は株式の取得の円滑な実施のため、協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合

ロ 急激かつ大幅な信用供与の取崩が相次いで生じており、又は相次いで生ずるおそれがある状況であり、かつ、これらの状況を改善し、又は回避するために協定銀行による株式等の引受け等が不可欠である場合その他特にやむを得ない事由がある場合

2 前項第三号に規定する基準は、次に掲げる内容を含むものでなければならない。

一 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 利益の流出を抑制すること。

二 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。

ロ 役員数の削減等の経営体制の刷新を行うこと。

ハ 配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。

ニ 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を図ること。

ホ 早期是正措置を確実に履行すること。

三 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

イ 代表権のある役員等の退任、給与体系の見直し並びに役員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。

ロ 配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。

ハ 発行金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。

ニ 株式等の引受け等により既に発行されている株式に係る株主を不当に利することとなる場合においては、資本の減少等により株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。  
ホ 早期是正措置を確実に履行すること。

(合併等を行う金融機関及び銀行持株会社等に  
係る株式等の引受け等の要件)

第八条 金融再生委員会は、合併等(預金保険法  
第五十九条第一項に規定する資金援助に係る同  
項の合併等又はこれに準ずるものとして金融再  
生委員会規則で定める金融機関との合併、金融  
機関からの営業若しくは事業の譲受け若しくは  
金融機関の株式の取得若しくは資産の譲受けを  
いう。第一号及び第三号において同じ。)を行う  
金融機関又は銀行持株会社等からの第四条第一  
項の規定による株式等の引受け等に係る申請  
(発行の時に議決権のある株式の引受け  
に係る申請を除く。)については、次に掲げる要  
件のすべてに該当する場合に限り、当該申請に  
係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該合併等により当該金融機関又は当該銀  
行持株会社等及びその子会社である金融機関  
の自己資本の充実の状況が悪化したこと。

二 協定銀行による株式等の引受け等により当  
該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその  
子会社である金融機関の資本の増強が図られ  
なければ、信用秩序の維持又は経済の円滑な  
運営に極めて重大な支障が生ずるおそれがあ  
ること。

三 協定銀行による株式等の引受け等が、当該  
金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子  
会社である金融機関の自己資本の充実の状況  
等財務内容等に照らし合併等の円滑な実施の  
ために必要な範囲を超えないものとして金融  
再生委員会が定めて公表する基準に適合する  
ものであること。

四 預金保険法第五十九条第一項に規定する資

平成十年十月十三日 衆議院会議録第十九号

金援助に係る同項の合併等に準ずるものとし  
て金融再生委員会規則で定める金融機関との  
合併、金融機関からの営業若しくは事業の譲  
受け又は金融機関の株式の取得若しくは資産  
の譲受けを行う金融機関又は銀行持株会社等  
については、当該金融再生委員会規則で定め  
る合併等に係る他の金融機関において(前条第一  
項第三号  
第五号イからハまでに掲げる方策が実行され  
ていること又はその実行が見込まれること。  
(資本の減少等を行う場合の特例)

第九条 第四条第二項の規定により株式の発行の  
申請をした銀行が、当該株式の発行に先立って  
資本の減少を行うこと等既に発行されている株  
式の一株当たりの価値の適正化を行うための措  
置を含む第五条第一項に規定する経営の健全化  
のための計画を金融再生委員会に提出したとき  
は、金融再生委員会は、当該申請に係る第四条  
第三項の承認において、当該措置を実施するこ  
とを条件とすることができる。

2 前項の規定により資本の減少の実施を条件と  
する第四条第三項の承認がなされた場合におい  
ては、当該資本の減少について、預金者その他  
政令で定める債権者に対する商法第三百七十六  
条第二項において準用する同法第百条第一項の  
規定による催告は、することを要しない。

3 第一項の規定により資本の減少の実施を条件  
とする第四条第三項の承認がなされた場合であ  
って、次に掲げる要件のすべてに該当するこ  
ときは、当該資本の減少について、商法第三百七  
十六条第二項の規定は、適用しない。

一 当該資本の減少に係る株主総会の決議にお  
いて、当該承認に係る株式の発行価額の総額

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及び同報告書

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案及び同報告書

二 当該承認に係る株式の発行価額の総額資  
本に組み入れない額を除く。)が当該承認の条  
件とされた資本の減少の額を上回ること。  
(協定の締結等)

第十条 機構は、預金保険法附則第七条第一項の  
規定により同項の協定を締結した銀行と、株式  
等の引受け等並びに取得株式等及び取得貸付債  
権の処分等の業務の委託に関する協定(以下「協  
定」という。)を締結しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行が次に掲げ  
る事項を実施すべき旨を定めなければならない。  
一 協定銀行は、第四条第三項の承認に係る株  
式等の引受け等を行うこと。  
二 協定銀行は、前号の規定による株式等の引  
受け等を行ったときは、速やかに、その内容  
を機構に報告すること。

三 協定銀行は、第一号の規定により取得した  
株式に係る議決権その他の株主としての権利  
を行使しようとするときは、当該権利の行使  
の内容について機構の承認を受けること。た  
だし、機構を代理人として当該権利を行使す  
るとき及び機構がその承認を要しないものと  
して定めた事項について当該権利を行使する  
ときは、この限りでないこと。

四 協定銀行は、取得株式等である株式の発行  
に係る銀行が協定銀行の子会社となったとき  
は、機構の指導又は助言を受けて、当該銀行  
が第五条第一項の規定により提出した計画を  
適確に履行できるようにその経営管理を行うこ  
と。

五 協定銀行は、取得株式等である株式の発行  
に係る銀行が協定銀行の子会社となったとき  
は、当該銀行が子会社となった日から一年以  
内に、当該銀行が子会社でなくなるよう、そ  
の保有する株式の譲渡その他の処分を行うこ  
と。ただし、やむを得ない事情によりこの期  
限内に当該処分を行うことができない場合に  
は、機構の承認を受けて、一年ごとに二回ま  
でを限り、この期限を延長することができる  
こと。

六 協定銀行は、取得株式等及び取得貸付債権  
については、前号に定めるもののほか、でき  
る限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努  
めること。

七 協定銀行は、取得株式等又は取得貸付債権  
について譲渡その他の処分を行うおうとするこ  
ときは、機構の承認を受けること。

八 協定銀行は、前号の承認を受けて同号の取  
得株式等又は取得貸付債権について譲渡その  
他の処分を行ったときは、速やかに、その内  
容を機構に報告すること。

3 機構は、協定を締結したときは、直ちに、そ  
の協定の内容を金融再生委員会に報告しなけれ  
ばならない。

4 機構は、第二項第五号ただし書の承認を行  
うときは、あらかじめ金融再生委員会の  
承認を得なければならない。

第三章 預金保険機構の業務の特例等  
(資金の貸付け及び債務の保証)  
第十一条 機構は、協定銀行が協定の定めによる  
株式等の引受け等のために必要とする資金その  
他の協定の定めによる業務の円滑な実施のため

協定銀行は、取得株式等である株式の発行  
に係る銀行が協定銀行の子会社となったとき  
は、当該銀行が子会社となった日から一年以  
内に、当該銀行が子会社でなくなるよう、そ  
の保有する株式の譲渡その他の処分を行うこ  
と。ただし、やむを得ない事情によりこの期  
限内に当該処分を行うことができない場合に  
は、機構の承認を受けて、一年ごとに二回ま  
でを限り、この期限を延長することができる  
こと。

協定銀行は、取得株式等及び取得貸付債権  
については、前号に定めるもののほか、でき  
る限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努  
めること。

協定銀行は、取得株式等又は取得貸付債権  
について譲渡その他の処分を行うおうとするこ  
ときは、機構の承認を受けること。

協定銀行は、前号の承認を受けて同号の取  
得株式等又は取得貸付債権について譲渡その  
他の処分を行ったときは、速やかに、その内  
容を機構に報告すること。

に必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 機構は、協定において、協定銀行が前項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けるべき旨を定めなければならない。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(損失の補てん)  
第十二条 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(利益の納付及び収納)  
第十三条 機構は、協定において、協定銀行に協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、毎事業年度、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すべき旨を定めなければならない。

2 機構は、前項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭を収納することができる。  
(報告の徴求)  
第十四条 機構は、第四条第一項及び前三条の規

定による業務(以下「金融機能早期健全化業務」という。)を行うため必要があるときは、協定銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

(区分経理)  
第十五条 機構は、金融機能早期健全化業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融機能早期健全化勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

2 機構は、協定において、協定銀行の協定の定めによる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すべき旨を定めなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)  
第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができ。  
3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをする

ことができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)  
第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができ。

(金融機能早期健全化勘定の廃止)  
第十八条 機構は、金融機能早期健全化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能早期健全化勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融機能早期健全化勘定の廃止の際、金融機能早期健全化勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第四章 雑則

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。)」と、「債

権者」とあるのは「債権者(金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。)」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは「金融機関(金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは「業務(金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、及び大蔵大臣とあるのは、「大蔵大臣、労働大臣又は農林水産大臣」と、「認可を受けなければならない」とあるのは「認可を受け、又はその承認を得なければならない」と、「認可を受けなかつた」とあるのは「認可を受けず、又はその承認を得なかつた」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

(経営健全化計画の履行を確保するための措置等)

第二十一条 金融再生委員会は、金融機関等が第二十条各号の規定に違反して資産の査定等を行った場合には、銀行法その他のこれに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 金融再生委員会は、協定銀行が取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第五条第一項の規定により提出を受けた計画の履行を確保するため、銀行法その他これに類する法令の定めるところにより、業務の一部の停止その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)  
第二十一条 金融再生委員会は、第二十条第二項及び第三項並びに前条の規定による権限(金融再生委員会規則で定めるものを除く。)を金融再生委員会の委員に委任する。

(政令への委任等)  
第二十条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

2 第二十条第三項から第五項までの規定における主務省令は、総理府令・労働省令・農林水産省令とする。

第五章 罰則

第二十一条 第四項第七項、第十条第三項、又は第十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

金に処する。

一 第五条第一項に規定する計画であつて虚偽の事実を含むものを提出した者  
二 第五条第四項又は第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第一条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用については、「金融再生委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

2 金融再生委員会設置法の施行の日の前日までの間において、内閣総理大臣がした承認その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認その他の行為とみなす。

第三条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の施行の日の前日までの間における第二項第二項及び第七項の規定の適用については、同条第二項

中]及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第一条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第一条に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第七項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは「銀行法第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」とする。

第四条 平成十年度において政府が第十七条の規定により第十六条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)以下「金融機能再生緊急措置法」という。第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、十兆円の範囲内において、これをすることができる。ただし、第十七条及び金融機能再生緊急措置法第六十六条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

第五条 金融機能再生緊急措置法附則第四条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)以下この条において「旧金融機能安定化法」という。第二十七条の規定により旧金融機能安定化法第十一条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がした保証は、金融機能再生緊急

措置法第六十六条の規定により金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の借入れ又は債券に係る債務について政府がしたものとみなす。

2 機構が、金融機能再生緊急措置法附則第五条の規定による業務を行う場合には、同条の規定にかかわらず、当該業務を金融機能再生緊急措置法第六十五条第一項の金融再生業務とみなして、金融機能再生緊急措置法第六十五条及び第六十六条の規定を適用する。

(預金保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
第六条 預金保険法の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「特別協定及び」を「特別協定」に改め、「特定整理回収協定の下に」及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)第十条第一項に規定する協定を加える。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案  
右の修正案を提出する。  
平成十年十月十三日

- 提出者 中野 寛成 伊藤 英成 岡田 克也 池田 元久 仙谷 由人 枝野 幸男 賛成者 安住 淳外八十六名

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十条」を「第二十五条」に、「第二十一条」を「第二十一条」を「第二十六条・第二十七条」に改める。

第一条中「金融機関等の資本の増強」を「適正な資産の査定及び会計処理による金融機関等の経営の健全化を促進し、かつ、金融機関等の再編に資するための金融機関等の資本の増強等」に改める。

第二条第一項第一号中「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関(以下「金融機関」という。))」を「銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。))」に改め、同項第五号中「預金保険法」の下に「(昭和四十六年法律第三十四号)」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 この法律において「金融機関」とは、預金保険法第二条第一項に規定する金融機関をいう。

第二条第三項中「株式」の下に、「優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資をいう。以下同じ。))」を加える。

第二条に次の三項を加える。

8 この法律において「自己資本比率」とは、銀行

法第十四条の二(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条第一項又は労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫法(大正十一年法律第四十二号)第十六条ノ二、農業協同組合法(昭和十一年法律第二十一条)又は水産業協同組合法(昭和十一年法律第五十一条)に規定する基準(以下「自己資本比率基準」という。))に係る算式により得られる比率をいう。

9 この法律において「過少資本の金融機関等」とは、海外拠点(外国に所在する支店若しくは事務所又は銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。))を営む外国の会社(金融機関等が発行済株式(議決権のあるものに限る。))の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。))又は持分を所有しているものに限る。であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。))を有する金融機関等にあつては国際統一基準(自己資本比率基準のうち海外拠点を有する金融機関等に係るものをいう。以下同じ。))に係る自己資本比率が二パーセント以上八パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準(自己資本比率基準のうち海外拠点を有しない金融機関等に係るものをいう。以下同じ。))に係る自己資本比率が一パーセント以上四パーセント未満の金融機関等をいう。

10 この法律において「著しい過少資本の金融機関等」とは、海外拠点を有する金融機関等にあつては国際統一基準に係る自己資本比率が零パーセント以上二パーセント未満、海外拠点を有しない金融機関等にあつては国内基準に係る自己資本比率が零パーセント以上二パーセント未満の金融機関等をいう。

第三条第六号中「情報等を」金融機関等に資産の査定及び会計処理の基準を遵守させるとともに、経営情報等に、「開示に努める」を「開示を行う」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「命令をいう」の下に「以下同じ。」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「社会的な」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「並びに経営責任及び株式責任の明確化」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 金融機関等の経営責任及び株主責任の明確化を図ること。

第四条第二項中「労働金庫又は」を削り、「第六項」を「第五項」に、「第七号」を「第六号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「金融機関等が信用協同組合である場合にあつては金融再生委員会及び当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該」及び「労働金庫又は」を削り、同項を同条第六項とする。

第五条第一項中「定めた」の下に「当該申請後五年間の」を加え、同項第一号中「経営」を「店舗、人

員、事業等の整理及び給与水準の是正等の経営」に改め、同項に次の一号を加える。

六 機構が保有する優先株式(利益の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。))に対する利益の配当を確保するための方策

第五条第二項ただし書中、「信用秩序を損なうおそれのある事項」を削り、「その他の」の下に「健全な」を加え、「及び当該発行金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項」を削り、同条第三項中「金融機関等」の下に「(以下「被引受け実施金融機関等」という。))」を加え、「第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができ」を「半期」ごとに、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況に関する報告書の提出を求め、これを公表しなければならない」に、「当該報告を公表するときは」を「当該報告書の公表について」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により経営の健全化のための計画を提出するとき又は前項の規定により報告書を提出するときは、当該発行金融機関等の関連会社(当該発行金融機関等が役員(の派遣等)により実質的な支配を及ぼしているものとして金融再生委員会規則で定める要件に該当する会社をいう。))を連結して作成した財務諸表を添付しなければならない。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条(株式等の引受け等の要件)

第六条 金融再生委員会は、早期是正措置を講ず

ることにより、多数の金融機関等の国際業務が廃止されることに伴い国際金融市場において重大な障害が生ずると認められる場合又は多数の金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われることに伴い我が国の経済活動に重大な障害が生ずると認められる場合であつて、第四条第二項の規定による発行金融機関等(銀行持株会社等を除く。以下この条において同じ。)からの株式等の引受け等に係る申請が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該申請に係る同条第三項の承認をすることができる。

一 当該発行金融機関等が過少資本の金融機関等であること又は当該発行金融機関等が著しい過少資本の金融機関等であるときはその業務の収益性及び前条第一項に規定する経営の健全化のための計画の履行による収益の改善の可能性に照らし金融機関等としてその経営を維持することができると思はれること。  
二 代表権を有する取締役又は代表権を有する取締役であつた者の取締役等の退任その他の経営責任を明確にするための措置をとること。  
三 当該申請が株式の引受けに係るものであるときは当該株式の発行に先立って資本の減少を行うこと等既に発行されている株式の一株当たりの価値の適正化を行うための措置をとること。

四 前条第一項に規定する経営の健全化のための計画が金融再生委員会が定めて公表する基準に適合していること。

五 当該申請に係る株式等の引受け等により当該発行金融機関等の自己資本比率が次に掲げる区分に応じそれぞれ定める比率を超えることとならないこと。

イ 海外拠点を有する金融機関等にあつては、国際統一基準に係る自己資本比率 八パーセント  
ロ 海外拠点を有しない金融機関等にあつては、国内基準に係る自己資本比率 四パーセント  
六 第四条第二項の規定による発行金融機関等からの申請に係る株式等の引受け等が劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借を含むものであるときは、当該劣後特約付社債若しくは劣後特約付金銭消費貸借の額又はその合計額が、主務省令で定めるところにより算定した株式又は優先出資の引受けに係る額を超えることとならないこと。

金融再生委員会は、資本の増強に係る早期是正措置を講じた過少資本の金融機関等について、適正な債権の償却のため必要があると認められる場合は、第四条第二項の申請に係る株式等の引受け等の額を超えて前項の規定による同条第三項の承認をすることができる。

(新株発行の届出)  
第七条 第四条第三項の承認に係る発行金融機関等である銀行は、当該承認に係る株式等の引受け等が行われた後、株式を発行する場合においては、金融再生委員会規則で定めるところにより、金融再生委員会に届け出なければならない

い。  
第八条第四号中「第十六条第五号イからハまでに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ 経営の合理化のための方策  
ロ 経営責任の明確化のための方策  
ハ 株主責任の明確化のための方策  
第九条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により資本の減少を条件とする」を「第六条の規定により」に改め、「おいては、当該資本の減少について」を「おいて、資本の減少を行うときは」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定により資本の減少の実施を条件とする」を「第六条の規定により」に、「場合であつて」を「場合において行う資本の減少が」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「政令で定める」を「国会の議決を経た」に改める。  
第二十二条を第二十七条とし、第二十一条中「第四条第七項」を「第四条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。  
第二十条第二項中「第五項まで」の下に、「第六条第一項第六号及び第二十一条を加え、同条を第四章中第二十五条とし、第十九条を第二十四条とし、第四章中同条の前に次の五条を加える。

(役員解任命令)  
第十九条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等に対し、第五条第一項に規定する経営の健全化のための計画が履行されていないと認めるとき又は機構が保有する優先株式に対する利益の配当を確保することが困難であると認めるときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の金融機関等にあつては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができる。

ときは、当該被引受け実施金融機関等の取締役(銀行以外の金融機関等にあつては、理事長、副理事長又は理事)の解任を命ずることができる。

(資産の売却命令)  
第二十条 金融再生委員会は、被引受け実施金融機関等の経営の健全性の確保のため必要があると認めるときは、回収不能となる危険性のある資産を機構に売却するよう命ずることができる。

前項の規定により資産の売却の命令が行われたときは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第五十三条第二項第一号の資産の買取りの申込みとみなして、金融機能再生緊急措置法の規定を適用する。この場合において、金融機能再生緊急措置法第五十五条第三項の規定は、適用しない。

(株式等の引受け等の申請義務)  
第二十一条 資本の増強に係る早期是正措置が講じられた金融機関等は、当該早期是正措置が講じられた後二月以内に必要なる資本の増強を行わないときは、第四条第一項の申込みを行うとともに、同項の規定による申請を行わなければならない。

(自己資本比率の算定に係る有価証券の評価)  
第二十二条 発行金融機関等の第四条第二項の申請に係る自己資本比率の算定においては、その保有する有価証券(満期まで保有するものを除く。)の評価は、主務省令で定めるところによる。

平成十年十月十三日 衆議院會議録第十九号

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案に対する修正案 平成十年度一般会計補正予算(第2号)及び同報告書

り、その取得価額と時価のいずれか低い価額により行うものとする。

(著しい過少資本の金融機関等の特別公的管理等)

第二十三条 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認められる場合であつて、金融機能再生緊急措置法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等に対し、同項に規定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(次項において「管理を命ずる処分」という。)をすることができ。

2 前項の規定により管理を命ずる処分が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等を金融機能再生緊急措置法第二条第五項の被管理金融機関とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

3 金融再生委員会は、著しい過少資本の金融機関等である銀行が、その業務の収益性等に照らし、その経営を維持することができないと認められる場合であつて、金融機能再生緊急措置法第二十六条第一項各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行につき、同項に規定する特別公的管理の開始の決定(次項において「特別公的管理開始決定」という。)をすることができ。

4 前項の規定により特別公的管理開始決定が行われたときは、当該著しい過少資本の金融機関等である銀行を金融機能再生緊急措置法第二条

第八項の特別公的管理銀行とみなして、金融機能再生緊急措置法を適用する。

附則第三条中「第二条第二項及び第七項」を「第二条第一項、第七項及び第八項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「とする」と、「同条第八項中「第十一条の二第一項」とあるのは「第十一条の二」と、「第十一条の五第一項」とあるのは「第十一条の五」とするに改める。

附則第四条及び附則第五条を削り、附則第六条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第五条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3 前項の基準においては、債権その他の資産を次に掲げるところにより区分するものとする。

一 次号から第四号までに掲げる資産以外の資産

二 その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産

イ その回収に十分な注意を必要とする債権等の資産で、ロに掲げるもの以外のもの

ロ 債務者の財務状況、担保の状況等に照らし、その回収が十分に確保されていない債権等の資産

三 最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、損失の発生の可能性が高く、その損失額について合理的な推計が困難な資産

4 前項の規定により区分された資産に係る適正な引当の割合は、次に掲げることを基準として金融再生委員会規則で定める。

一 前項第二号イに掲げる資産 十パーセント

二 前項第二号ロに掲げる資産 二十パーセント

三 前項第三号に掲げる資産 七十五パーセント

四 回収不能又は無価値と判定される資産

四 前項第四号に掲げる資産 百パーセント

平成十年度一般会計補正予算(第2号)

右

国会に提出する。

平成十年十月十三日 内閣総理大臣 小淵 恵三

平成10年度一般会計補正予算 予算総則補正 平成10年度一般会計予算総則第十一項の債務保証契約の限度額の表中

17 預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(2)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(3)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額25,000,000,000千円並びにそれぞれに相当する金額	「預金保険法」	(1)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(2)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(3)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額25,000,000,000千円並びにそれぞれに相当する金額
---	---------	---

17 預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(2)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(3)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額25,000,000,000千円並びにそれぞれに相当する金額	「預金保険法」	(1)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(2)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びに(3)に掲げる預金保険機構債権及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額25,000,000,000千円並びにそれぞれに相当する金額
---	---------	---

平成十年度一般会計補正予算(第2号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算の予算総則において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案」の規定により、預金保険機構の金融再生勘定の借入金等について十八兆円、金融機能早期健全化勘定の借入金等について二十五兆円の政府保証限度額を定めること等としている。

二 補正予算の可決理由

最近の金融情勢等にかんがみ、本補正予算は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

平成十年十月十三日

予算委員長 中山 正暉

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号二部
送料	〇〇五円
別	〇〇五円